



平成 24 年 8 月 3 日

各 位

会社名 ソントン食品工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 石川 紳一郎  
(コード番号 2898 東証第二部)  
問合せ先 常務取締役管理本部長 塩村 智彦  
( . 03 - 5976 - 5731)

## ＭＢＯの実施及び応募の推奨に関するお知らせ

当社は、平成24年8月3日開催の取締役会において、以下のとおり、マネジメント・バイアウト（ＭＢＯ）(注)の一環として行われる株式会社ダイショー（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について賛同の意見を表明すること及び当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社の取締役会決議は、公開買付者による本公開買付け及びその後の一連の手続きにより当社普通株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われるものです。

(注) マネジメント・バイアウト（ＭＢＯ）とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、金融投資家と共同するなどして、事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

### 記

#### 1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	株式会社ダイショー (Daisho Limited)	
(2) 所 在 地	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目53番12号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 石川 紳一郎	
(4) 事 業 内 容	当社の株券等の取得及び保有すること等	
(5) 資 本 金	50万円 (平成24年8月3日現在)	
(6) 設 立 年 月 日	平成24年7月17日	
(7) 大株主及び持株比率	株式会社イシカワ商事 100%	
(8) 上場会社と公開買付者の関係	資本関係	当社と公開買付者の間には、記載すべき資本関係はありません。なお、公開買付者の完全親会社である株式会社イシカワ商事は、平成24年3月31日現在の当社の発行済株式総数から平成24年3月

		31日現在の当社の保有する自己株式数を除いた株式数の5.74%(950,000株)を保有しております。
	人的関係	公開買付者の代表取締役である石川紳一郎は、当社の代表取締役社長を兼務しております。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	公開買付者は、当社の代表取締役社長である石川紳一郎が議決権の100%を保有している株式会社イシカワ商事が議決権の100%を保有している会社であり、当社の関連当事者に該当します。

## 2. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

### (1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成24年8月3日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を勧めることを決議いたしました。

なお、上記取締役会においては、当社の代表取締役社長である石川紳一郎は、公開買付者の代表取締役並びに公開買付者の完全親会社である株式会社イシカワ商事(以下「イシカワ商事」といいます。)の株主及び代表取締役という立場にあり、かつ、その保有する当社普通株式の全て(ただし、当社の役員持株会における石川紳一郎の持分に相当する株式を除きます。)を本公開買付けに応募するとともに本公開買付け後に公開買付者の完全親会社であるイシカワ商事が新規に発行する株式を引き受けることを公開買付者との間で予め合意しているため、本公開買付けを含む本取引(下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「本公開買付けの概要」において定義されます。)について当社との間で利益が相反するものと認められることから、本公開買付けの公正性を担保するため、上記取締役会における本公開買付けを含む本取引に係る議案の審議及び決議に参加しておりません。

また、上記取締役会には、社外監査役を含む当社の監査役のうち、一身上の都合により欠席した社外監査役の長谷屋秀幸氏を除く監査役全員が出席し、いずれも当社の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。なお、上記取締役会を欠席した長谷屋秀幸氏からも、当社の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を有することを事前に確認しております。

### (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

#### 本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要等につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、本日現在において、イシカワ商事が、その発行済株式の全てを保有する株式会社であり、当社普通株式を取得及び保有することを主たる目的として、平成24年7月17日に設立されました。イシカワ商事は、本日現在において、当社の代表取締役社長である石川紳一郎が、その発行済株式の全てを保有する資産管理会社であり、石川紳一郎が代表取締役に就任しております。また、イシカワ商事は、本日現在、当社の普通株式950,000株(当社が平成24年6月29日に提出した第65期有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の当社の発行済株式総数(18,532,856株)から、同有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の当社の保有する自己株式数(1,970,078株)を除いた数(16,562,778株)に占める割合(以下「保有割合」

といひます。)にして 5.74% (小数点以下第三位を四捨五入。以下、比率の計算においては、別段の定めがない限り、同様に計算しております。))を保有しており、当社の大株主であります、当社との間には取引関係はありません。

今般、公開買付者は、マネジメント・バイアウト (MBO) のための一連の取引 (以下「本取引」といひます。) の一環として、当社の発行済普通株式の全て (ただし、当社の保有する自己株式及びイシカワ商事の保有する当社普通株式 保有株式数 950,000 株、保有割合にして 5.74%。以下「非応募対象株式」といひます。イシカワ商事が、非応募対象株式に相当する別個の種類の当社株式を保有するに至った場合には、当該別個の種類の当社株式を指すものとします。以下同じです。) を除きます。) を取得し、当社普通株式を非上場化させるべく、本公開買付けを実施いたします。

上記のとおり、本公開買付けは、当社の発行済普通株式の全て (ただし、当社の保有する自己株式及び非応募対象株式を除きます。) を取得し、当社普通株式を非上場化することを目的としているため、(i)当社が平成 24 年 6 月 29 日に提出した第 65 期有価証券報告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在の当社の発行済株式総数 (18,532,856 株) から、同有価証券報告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在の当社の保有する自己株式数 (1,970,078 株) 公開買付者との間で本公開買付けへの応募に係る合意が成立している当社普通株式 (以下「応募対象株式」といひ、有限会社紳興商会及び石川紳一郎が保有する当社の普通株式であつて、その詳細は下記参照。) の合計数 (3,316,550 株) 及び 非応募対象株式の数 (950,000 株) を控除した株式数 (12,296,228 株) の 2 分の 1 を超える株式数 (6,775,302 株) に、(ii) 応募対象株式の合計数 (3,316,550 株) を加えた株式数 (10,091,852 株、保有割合にして 60.93%) を買付予定数の下限と設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記と同様の理由から、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設けておらず、買付予定数の下限以上の応募があつた場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

また、公開買付者は、石川紳一郎が代表取締役社長を務め、石川紳一郎及びその親族がその発行済株式の全てを保有する法人である有限会社紳興商会 (保有株式数 2,797,500 株、保有割合にして 16.89%) 及び石川紳一郎 (保有株式数 (ただし、当社の役員持株会における石川紳一郎の持分に相当する株式の数を除きます。) 519,050 株、保有割合にして 3.13%) (以下これらの法人及び個人を併せて「応募予定株主」と総称します。) から、それぞれが保有する当社普通株式の全て (ただし、当社の役員持株会における石川紳一郎の持分に相当する株式を除きます。合計 3,316,550 株、保有割合にして 20.02%) について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。なお、本日現在、有限会社紳興商会と当社との間には、当社の本社ビルの一部について締結している賃貸借契約以外に取引関係はありません。他方で、公開買付者は、イシカワ商事から、その保有する非応募対象株式 (保有株式数 950,000 株、保有割合にして 5.74%) について、本公開買付けに応募せず、かつ、公開買付者の事前承諾がある場合を除き、譲渡、移転、担保設定その他一切の処分を行わない旨の同意を得ております。

さらには、本公開買付けが成立したものの、これにより公開買付者が当社の発行済普通株式の全て (ただし、当社の保有する自己株式及び非応募対象株式を除きます。) を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後において、公開買付者は、当社に対して下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の一連の手続 (以下「本完全支配化手続」といひます。) の実行を要請し、本完全支配化手続を経て、公開買付者が当社の発行済普通株式の全て (ただし、当社の保有する自己株式及び非応募対象株式を除きます。) を取得す

ることを予定しています。本完全支配化手続が完了した後においては、当社の株主として公開買付者及びイシカワ商事が想定されますが、最終的な各株主の当社に対する出資比率については、本日現在、確定しておりません。なお、これらの手続を実行後、公開買付者は、当社との間で吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを予定しております。

本取引は、上記のとおり、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により行われるものであり、本日現在において公開買付者の完全親会社であるイシカワ商事の発行済株式の全ては、当社の代表取締役社長である石川紳一郎により保有されており、石川紳一郎は、本取引後も、継続して当社の経営にあたる予定です。その他、本公開買付け後における当社の経営体制等の詳細については、今後、当社と協議しながら決定していく予定です。

また、公開買付者は、応募予定株主から、本公開買付けの決済後3営業日以内において、公開買付者の完全親会社であるイシカワ商事が新規に発行する株式を引き受ける旨（引受け条件の詳細は本日現在で未定ですが、当該株式1株当たりの払込金額は当該新規発行時点におけるイシカワ商事の1株当たり純資産額を基準として合理的に算定される額とし、かつ、応募予定株主それぞれの払込金額の総額は、本公開買付けの決済に伴い公開買付者より受領する金銭相当額の大部分とします。）の同意を得ております。また、これらの新規発行に係るイシカワ商事の株式の引受け（以下「本第三者割当増資」といいます。）が完了した後においては、石川紳一郎を含む応募予定株主がイシカワ商事の株主となりますが、最終的な各株主のイシカワ商事に対する出資比率については、本日現在、確定しておりません。また、イシカワ商事は、本第三者割当増資が完了した後、本公開買付けの決済後3営業日以内において、本第三者割当増資によって得られた払込金額の大部分をもって、公開買付者が新規に発行する株式を引き受けること（以下「本イシカワ商事再出資」といいます。）を予定しております。

この他、本公開買付けに係る決済に要する資金として、公開買付者は、本公開買付けの成立等を条件として、野村キャピタル・インベストメント株式会社から176億円を上限とした融資（以下「本件買収ローン」といいます。）を受けることを予定しています。本件買収ローンに係る融資条件の詳細については、別途、野村キャピタル・インベストメント株式会社との間で協議の上、本件買収ローンに係る融資契約において定めることとされておりますが、本件買収ローンにおける契約においては、通常の買収ローンに規定される貸出実行条件、誓約事項等の契約条件と同様の契約条件が規定される予定です。特に本件買収ローンに関しては、イシカワ商事が保有する公開買付者株式及び当社普通株式並びに公開買付者が本公開買付けにより取得する当社普通株式その他公開買付者の所有に係る一定の資産等に対して担保権が設定されること、本完全支配化手続において当社が全部取得条項（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）の付された普通株式の全て（ただし、当社の保有する自己株式を除く。）を取得した日以降は、当社及びその子会社を公開買付者の連帯保証人とし、かつ、当社及びその子会社の一定の資産等を本件買収ローンの担保に提供させること、並びに本イシカワ商事再出資により、イシカワ商事が取得する公開買付者株式に対して担保権が設定されることなどが、予定されています。

本公開買付けに賛同の意見を表明するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

#### ア 本公開買付けの背景等

当社は、公開買付者より、本公開買付けの背景等につき、以下の説明を受けております。

当社は、日本で最初にピーナッツバターを製造したメーカーとして知られており、大正 12 年に兵庫県柏原町で「アメリカ人宣教師」J. B. ソントン氏が起したピーナッツバター製造業を、昭和 17 年同地に於いて石川郁二郎が引き継ぐ形で創業し、昭和 23 年 6 月に当社の前身である株式会社山吉商會が設立されました（昭和 25 年 7 月に商号をソントン工業株式会社に改称、昭和 36 年 10 月に現在の商号であるソントン食品工業株式会社に改称）。

当社は創業以来、「人々のより豊かな社会生活に貢献すること」を企業理念として、戦後のパン食のめざましい普及に伴い、創業以来半世紀にわたり、パン、和洋菓子の付加価値向上と豊かで楽しい食生活の創造に貢献すべく、各種フィリング（パン、菓子等の中に詰める物）の製造に携わってまいりました。特に、昭和 29 年 9 月には石岡第一工場（茨城県石岡市）が稼働、昭和 38 年 7 月に東京証券取引所市場第二部に上場を果たし、その後、昭和 39 年 11 月に石岡第二工場（茨城県石岡市）、昭和 41 年 12 月に大阪工場（大阪府茨木市）が稼働し、戦後の高度経済成長とともに順調に事業拡大を続けてきております。

当社が特に強みを有する業務用製品分野においては、製パン会社等を主要顧客として、高品質・多種多様なフィリング製品を迅速に提供してきました。特に、1980 年代から、市場開拓チームを軸にユーザーのニーズを適切に把握し、商品開発に結びつける戦略を一貫して実行してまいりました。1990 年代には、顧客である大手製パン会社による相次ぐ新製品の投入を背景に菓子パンの売上を伸ばすとともに、特にフラワーペースト（小麦粉とココア、チョコレート、果汁、果肉等を主原料とし、甘く加工してペースト状にしたもの）事業の大幅な増収を実現し業績を伸ばしてきました。一方、家庭用製品においては、昭和 35 年発売以来、50 年超のロングセラーとなる「F（ファミリー）カップ」シリーズを中心にバラエティに富んだ幅広い製品展開をしております。

しかしながら、1990 年代後半からは菓子パン市場の成熟化、多品種少量生産を背景に、製パン業界の収益が踊り場に差し掛かりました。これを受けて、当社の主力事業であるフラワーペースト事業においても商品の低価格化が進行し、当社の利益もその後現在に至る十数年もの間、基本的に減少傾向が継続しております。特に、昨年 3 月に発生した東日本大震災により製パン会社の工場やサプライチェーン等に被害が出た結果、付加価値製品の絞込みが進み、また、近年の原材料高が一段と進行した結果、平成 24 年 3 月期の営業成績は、売上高 253 億円（対前年同期比 3.7%減）、営業利益 6.8 億円（同 45.9%減）、当期純利益 4.5 億円（同 7.1%減）となっております。さらに、人口減少による国内消費の動向は今後とも不透明であり、為替相場や原油価格の急激な変動による糖類・油脂類や包装資材等の原材料コストへの影響、需給逼迫によるフルーツやピーナツ等の原料相場の影響等、外部環境の不透明感が高まる中、当社を取り巻く事業環境の厳しさも増してきております。

上記のような状況を踏まえて、公開買付者の代表取締役及び当社の代表取締役社長である石川紳一郎は、当社を取り巻くこのような厳しい経営環境の中で、当社が今後の経営環境の変化に対応し、長期的に成長を続けていくためには、比較的収益の確保ができてこの時期において、当社の経営陣及び従業員が一丸となって抜本的な経営改革が行えるよう、意思決定の迅速化や機動的な組織体制を構築することが必要不可欠と考えております。具体的には、国内の未開拓の多種多様なマーケットに挑戦するとともに、今後菓子パン・調理パン需要が花開くアジア地域において、フラワーペースト事業は大幅な需要増が期待される所であり、当社が日本で培った製品開発力・安心安全を担保する研究開発などのノウハウを柔軟に活用し、アジアにおける高付加価値ベーカリー製品のソリューション・プロバイダーとなるべく、海外向けの

マーケティング活動や商品開発、また、グローバル展開を支える人材の育成が急務であります。そして、その前提として、当社が海外のグローバル企業との競争に打ち勝ち、スピーディーな市場展開を実現するためには、意思決定の迅速化やそれを支える機動的な組織体制の構築が必要不可欠であると考えております。さらに、これまで重点施策として取り組んできた、品質管理の徹底、リードタイムの短縮化、変化する消費者のニーズに対応した高付加価値製品開発を一層推進すべく、老朽化した製造設備を入れ替えるとともに、複数保有する工場間の効率的な製造体制を構築していく必要があります。なお、大阪工場の建物・設備の老朽化が進んでいたため、大阪新工場を建設し、今期7月に一部稼働を開始しておりますが、今後はこれらのスピードを更に加速させる予定です。

しかしながら、このような抜本的な変革を機動的に実施するにあたっては、海外展開に伴うマーケティング費用や研究開発費用による一時的な収益の悪化や、老朽化した生産設備の入れ替えに伴う設備投資等の一時的なキャッシュアウトの増加等が見込まれ、短期的には当社の経営及び業績に大きな影響を与えることから、当社が上場を維持したままこれらを実行した場合には、当社の株主の皆様にはマイナスの影響を及ぼす可能性があります。また、現在の当社のキャッシュ・フローの状況や金融機関に対する信用力に鑑みれば、上場の最大のメリットであるエクイティ・ファイナンス活用による大規模な資金調達必要性は乏しく、上場を維持するメリットは必ずしも大きくない状況にあると考えております。他方、近年、資本市場に対する規制が急速に強化されていることに伴い、上場を維持するために必要な様々なコスト（開示コスト、監査費用）の増加が見込まれるため、上場を維持することが当社にとって必要以上の経営負担となる可能性があるとも考えております。以上のような考え方にに基づき、石川紳一郎は、平成24年3月よりマネジメント・バイアウト（MBO）の実現可能性についての予備的な検討を開始し、平成24年6月上旬頃よりマネジメント・バイアウト（MBO）の実現可能性を精査すべく買収監査等を実施し、同時並行で公開買付者の設立手続を進めて参りました。

公開買付者及び石川紳一郎は、その後の当社との協議・検討を経て、当社から、本取引についての賛同・協力を得られる見込みがあると判断するに至りました。そしてこれらの検討結果等を受けて、公開買付者は、応募予定株主との間で、その保有する当社普通株式に係る本公開買付けへの応募の合意を得た上で、平成24年8月3日に、本公開買付けをはじめとする本取引の実施を正式に決定しました。

## イ 当社の意思決定の過程

当社は、公開買付者からの本取引の提案を受け、公開買付者及びイシカワ商事並びに当社から独立した第三者算定機関である株式会社AGSコンサルティング（以下「AGSコンサルティング」といいます。）及び本取引に関するリーガル・アドバイザーである佐藤総合法律事務所からの助言等を踏まえ、上記のような当社が置かれている状況を総合的に考慮して協議・検討及び公開買付者との交渉を行いました。その結果、上記「ア 本公開買付けの背景等」に記載の当社が直面する経営課題や当社を取り巻く事業環境等を踏まえると、当社が持続的に成長していくためには、比較的収益が確保できているこの時期において現行の経営体制を見直して意思決定の迅速化を図ることにより、アジア地域等への海外進出や老朽化した製造設備の入れ替えといった抜本的な改革を行うこと、具体的には、海外向けのマーケティング活動や商品開発を行い、これによって得られる成果をこれまでに当社が培ってきた製品開発力や安全・安心を担保する研究開発等のノウハウと融合することで海外進出に向けた準備をスピーディーに進め、高付

加価値ペーカリー製品の開発を一層推進するために、老朽化が進んでいる製造設備を入れ替え、効率的な製造体制を迅速に構築することが必要であると判断いたしました。また、当社の株主の皆様にごような抜本的な改革に伴うリスクが及ぶことを回避する必要があること等を考慮すると、本取引により当社普通株式を非上場化することが当社にとっても、当社の一般株主の皆様にとっても最善の選択であるとの結論に至りました。さらに、下記「(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、AGS コンサルティングの作成に係る株式価値算定書及び第三者委員会の答申等を踏まえ、本公開買付けにおける当社普通株式の買付価格その他の本公開買付けの諸条件は、当社の株主の皆様にとって妥当なものであり、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成 24 年 8 月 3 日開催の取締役会において、石川紳一郎を除く当社の取締役全員が審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を勧めることを決議いたしました。また、当社は、平成 20 年 6 月 26 日開催の当社株主総会において「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」（以下「本買収防衛策」といいます。）を導入し、平成 22 年 6 月 29 日及び平成 24 年 6 月 28 日開催の当社株主総会において本買収防衛策を継続することを決定しています。本買収防衛策の基本方針においては、当社株式に対する大規模買付が提案された場合のうち、ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある場合、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうおそれのある場合、当社の価値を十分に反映しているとは言えない場合、又は、当社の株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されない場合には、当社の取締役会が、株主の皆様にご判断して頂くために必要な時間や情報を確保し、当社株式に対する大規模買付提案者との間で交渉等を行うものとされています。当社は、公開買付者からの提案について慎重に協議・検討を行った結果、当該提案は本買収防衛策の基本方針の趣旨に反するものではなく、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであると判断したことから、上記取締役会において、本公開買付けに対しては対抗措置の発動をしないことを決議いたしました。

なお、当社の代表取締役社長である石川紳一郎は、公開買付者の代表取締役並びに公開買付者の完全親会社であるイシカワ商事の株主及び代表取締役という立場にあり、かつ、その保有する当社普通株式の全て（ただし、当社の役員持株会における石川紳一郎の持分に相当する株式を除きます。）を本公開買付けに応募するとともに本公開買付け後に公開買付者の完全親会社であるイシカワ商事が新規に発行する株式を引き受けることを公開買付者との間で予め合意しているため、本公開買付けを含む本取引について当社との間で利益が相反するものと認められることから、本公開買付けの公正性を担保するため、上記取締役会における本公開買付けを含む本取引に係る議案の審議及び決議に参加しておりません。

また、上記取締役会には、社外監査役を含む当社の監査役のうち、一身上の都合により欠席した社外監査役の長谷屋秀幸氏を除く監査役全員が出席し、いずれも当社の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。なお、当社は、上記取締役会を欠席した長谷屋秀幸氏からも、当社の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を有することを事前に確認しております。

この他、当社は、平成 24 年 8 月 3 日に「平成 25 年 3 月期配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当社は、平成 24 年 8 月 3 日開催の取締役会において、本公開買付けが成

立することを条件に、平成 25 年 3 月期の中間配当及び期末配当を行わないことを決議し、配当予想を修正しております。

#### ウ 本公開買付け後の経営方針

本取引は、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により行われるものであり、本日現在において公開買付者の完全親会社であるイシカワ商事の発行済株式の全ては、当社の代表取締役社長である石川紳一郎により保有されており、石川紳一郎は、本取引後も、継続して当社の経営にあたる予定です。その他、本公開買付け後における当社の経営体制等の詳細については、今後、当社と協議しながら決定していく予定であるとのことです。

#### （３） 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び公開買付者は、本公開買付けがマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付けにおける買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、以下のような措置を実施いたしました。なお、以下の記述中の公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

公開買付者側における価格の妥当性についての検討（独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得）

公開買付者の完全親会社であるイシカワ商事は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格の公正性を担保するため、当該買付価格を決定するにあたり、イシカワ商事及び公開買付者並びに当社から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）に当社の株式価値の算定を依頼するとともに、当社普通株式の取得及び保有等を目的として平成 24 年 7 月 17 日付で公開買付者を設立しました。また、イシカワ商事は、野村證券に対して、公開買付者に対しても当社の株式価値の算定に関する資料を提供し、当社の株式価値の算定に関する説明を行うよう依頼しております。なお、イシカワ商事のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である野村證券は、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて当社の株式価値算定を行い、イシカワ商事及び公開買付者は野村證券から平成 24 年 8 月 2 日に当社の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書（以下「公開買付者算定書」といいます。）を取得いたしました（なお、イシカワ商事及び公開買付者は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）

上記各手法において算定された当社普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	681 円～691 円
類似会社比較法	702 円～1,068 円
DCF法	788 円～1,196 円



まず、市場株価平均法では、平成 24 年 8 月 1 日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の基準日終値（690 円）、直近 1 週間終値平均（689 円、ただし小数点以下を四捨五入）、直近 1 ヶ月終値平均（683 円、ただし小数点以下を四捨五入）、直近 3 ヶ月終値平均（681 円、ただし小数点以下を四捨五入）及び直近 6 ヶ月終値平均（691 円、ただし小数点以下を四捨五入）をもとに、当社普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 681 円から 691 円までと分析しています。

類似会社比較法では、当社と類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社の株式価値を評価し、当社普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 702 円から 1,068 円までと分析しています。

D C F 法では、当社の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 25 年 3 月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 788 円から 1,196 円までと分析しています。

なお、上記 D C F 法の算定の基礎となる事業計画では、公開買付者が本取引の実行により将来的に実現可能と考えているアジア地域等への海外展開や工場間の効率的な製造体制の構築等による収益変化は考慮しておりません。これらの事情は、中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えておりますが、その収益予測は困難であり、また短期的には海外展開等に伴う費用や工場への設備投資等によるキャッシュアウトの増加が見込まれるものの、支出額を具体的に見積もることはできないことから、本公開買付けにおける買付価格を検討する上で考慮することは適切でないと判断しております。また、当該事業計画期間中において、大阪工場の建物の建て替え・生産設備の入れ替えに伴う一時的な減価償却負担が発生しますが、その後当該負担が軽減することにより、財務諸表上、大幅な増益となる見込みの事業年度（平成 27 年 3 月期）があります。

公開買付者は、野村證券から取得した公開買付者算定書記載の分析結果を参考にし、かつ、当社普通株式の市場株価動向等、マネジメント・バイアウト（M B O）の一環として行われた公開買付けの過去事例において買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、本取引に関して実施された買収監査の結果、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けに対する応募数の見通し、並びに本公開買付けの後に当社普通株式が上場廃止となることを見込まれており当社の株主の皆様への影響が大きいこと等を総合的に勘案した上で、当社との協議・交渉及び応募予定株主との間の合意を経て、最終的に平成 24 年 8 月 3 日において、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を 1 株当たり 1,000 円と決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける普通株式の買付価格は、公開買付者による本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成 24 年 8 月 2 日の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の普通取引終値 700 円に対して 42.9%（小数点以下第二位を四捨五入、以下本項の%の数値において同じ。）過去 1 ヶ月間（平成 24 年 7 月 3 日から平成 24 年 8 月 2 日まで）の当該終値の単純平均値 684 円（小数点以下を四捨五入、以下本項の円の数値において同じ。）に対して 46.2%、過去 3 ヶ月間（平成 24 年 5 月 7 日から平成 24 年 8 月 2 日まで）の当該終値の単純平均値 682 円に対して 46.7%、過去 6 ヶ月間（平成 24 年 2 月 3 日から平成 24 年 8 月 2 日まで）の当該終値の単純平均値 691 円に対して 44.7%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

当社側における価格の妥当性についての検討（独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得）

当社は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格の妥当性を検討するにあたって、公開買付者及びイシカワ商事並びに当社から独立した第三者算定機関である AGS コンサルティングを選任し、AGS コンサルティングに当社普通株式の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、AGS コンサルティングは、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

AGS コンサルティングは、当社普通株式の株式価値算定のために必要となる情報を収集・検討するため、当社から事業の現状及び将来の事業計画等について説明を受け、資料を取得しております。AGS コンサルティングは、それらに基づき、市場株価法、類似会社比較法、DCF法の各手法を用いて当社の株式価値算定を行い、当社は、平成24年8月2日に当社の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を受領いたしました。

上記各手法において算定された当社普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法	681円～691円
類似会社比較法	835円～1,052円
DCF法	915円～1,091円

市場株価法では、平成24年8月1日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の直近1ヶ月終値平均(683円、ただし小数点以下を四捨五入)、直近3ヶ月終値平均(681円、ただし小数点以下を四捨五入)及び直近6ヶ月終値平均(691円、ただし小数点以下を四捨五入)をもとに、当社普通株式1株当たりの価値の範囲を681円から691円までと分析しています。

類似会社比較法では、当社と類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社の株式価値を評価し、当社普通株式1株当たりの価値の範囲を835円から1,052円までと分析しています。

DCF法では、当社の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成25年3月期以降の当社の将来の財務予測に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式1株当たりの価値の範囲を915円から1,091円までと分析しています。AGS コンサルティングの分析は、当社が重要な事業の譲渡、清算等を予定しておらず、今後も現在の事業を継続することを前提とした、継続企業としての価値に基づいております(なお、当社は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得していません。)

なお、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画では、公開買付者が本取引の実行により将来的に実現可能と考えているアジア地域等への海外展開や工場間の効率的な製造体制の構築等による収益変化は考慮しておりません。これらの事情は、中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えておりますが、その収益予測は困難であり、また短期的には海外展開等に伴う費用や工場への設備投資等によるキャッシュアウトの増加が見込まれるものの、支出額を具体的に見積もることはできないことから、本公開買付けにおける買付価格を検討する上で考慮することは適切でないと判断しております。また、当該事業計画期間中において、大阪工場の建物の建て替え・生産設備の入れ替えに伴う一時的な減価償却負担が発生しますが、その後当該負担が軽減することにより、財務諸表上、大幅な増益となる見込みの事業年度(平成27年3月期)があります。

#### 独立したリーガル・アドバイザーからの助言

当社の取締役会は、その意思決定過程における透明性及び合理性を確保するため、リーガル・アドバイザーとして公開買付者及びイシカワ商事並びに当社から独立した第三者である佐藤総合法律事務所を選任し、本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を依頼いたしました。同事務所は、必要に応じて当社の取締役会との間で複数回協議し、また、本取引及び本公開買付けに関する質疑応答を行うことにより、その法的助言にあたり関連する情報を取得しております。

当社の取締役会は、佐藤総合法律事務所から本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する助言を受け、当該助言を参考に、本取引及び本公開買付けの具体的な条件等について慎重に協議・検討を行いました。

#### 利害関係のない取締役及び監査役全員の承認

当社の代表取締役社長である石川紳一郎は、本日現在において公開買付者の代表取締役並びに公開買付者の完全親会社であるイシカワ商事の株主及び代表取締役という立場にあり、かつ、その保有する当社普通株式の全て（ただし、当社の役員持株会における石川紳一郎の持分に相当する株式を除きます。）を本公開買付けに応募するとともに本公開買付け後に公開買付者の完全親会社であるイシカワ商事が新規に発行する株式を引き受けることを公開買付者との間で予め合意しているため、本公開買付けを含む本取引について当社との間で利益が相反するものと認められることから、本公開買付けの公正性を担保するため、当社の取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には参加しておらず、また、当社の立場において本取引に関する公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。他方、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議を行った平成24年8月3日開催の当社の取締役会には、石川紳一郎を除く当社の取締役全員がその審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を勧めることを決議いたしました。また、上記取締役会には、社外監査役を含む当社の監査役のうち、一身上の都合により欠席した社外監査役の長谷屋秀幸氏を除く監査役全員が出席し、いずれも当社の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。なお、当社は、上記取締役会を欠席した長谷屋秀幸氏からも、当社の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を有することを事前に確認しております。

#### 第三者委員会の設置及び第三者委員会への諮問

当社は、本公開買付けに係る意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確立することを目的として、公開買付者及び当社から独立性を有する、当社の社外監査役である長谷屋秀幸氏及び齊上裕弥氏（東京証券取引所の規則に基づく独立役員として指定・届出されております。）並びに外部有識者である佐藤明夫氏（弁護士、佐藤総合法律事務所）の3名から構成される第三者委員会を設置し、当該第三者委員会に対し、(a)本公開買付けを含む本取引の目的の合理性、(b)意思決定過程の手の公正性及び(c)本公開買付けを含む本取引における対価の妥当性の観点から、本公開買付けを含む本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないかを諮問いたしました。

第三者委員会は、平成24年7月9日から同月31日まで合計で3回開催され、上記諮問事項につ

いて検討を行いました。第三者委員会は、上記諮問事項の検討にあたり、当社から、公開買付者の提案内容、本公開買付け及び下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本公開買付け後に予定される一連の手続の目的及びこれにより向上することが見込まれる当社の企業価値の具体的内容等についての説明を受けるとともに、公開買付者との間でも質問回答のやり取りを行い、本公開買付けを含む本取引の実施手順等を記載した資料の提供を受けました。また、公開買付者の提案に対して当社の取締役及び監査役が行った検討の内容及び当社と公開買付者との間における協議・交渉の内容について当社から聴取を行いました。さらに、AGSコンサルティングが当社に対して提出した当社の株式価値算定書を参考として、AGSコンサルティングから当社の株式価値評価に関する説明を受けるとともに、平成24年1月から同年6月までの間におけるマネジメント・バイアウト(MBO)の一環として行われた発行者以外の者による公開買付けの事例におけるプレミアム水準との比較・検討を行いました。なお、当社は、上記「独立したリーガル・アドバイザーからの助言」に記載のとおり、佐藤明夫氏が代表を務める佐藤総合法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任しておりますが、第三者委員会における検討は、同氏個人の立場で独立して行われております。

第三者委員会は、これらの検討を前提として、(a)当社が上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「本公開買付けに賛同の意見を表明するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「イ 当社の意思決定の過程」に記載のアジア地域等への海外進出や老朽化した製造設備の入れ替えといった抜本的な改革を行うことには必要性が認められるとともに、当社の少数株主に生じるリスクを回避しつつ、当社にとって必要な抜本的な改革を実現するという本公開買付けを含む本取引の目的には合理性が認められる、(b)当社が第三者算定機関であるAGSコンサルティングを選定した経緯に不適切な点は認められず、また、公開買付者と利害関係を有しない役員によって本取引の実質的な検討が行われるとともに、当社が公開買付者と対等の立場で価格交渉を行っていることからすると、本取引の意思決定過程の手続において、その公正性を疑わせるような特段の事情は存在しない、(c)本公開買付価格は、AGSコンサルティングによる株式価値の算定結果を参考として、当社と公開買付者が対等の立場で交渉を行ったうえで当該算定結果の範囲内で決定されており、また、平成24年1月から同年6月までの間におけるマネジメント・バイアウト(MBO)の一環として行われた発行者以外の者による公開買付けの事例におけるプレミアム水準との比較においても、本公開買付価格には十分なプレミアムが付加されており、本公開買付けを含む本取引における対価は妥当である、との判断に至り、平成24年8月2日に、当社の取締役会に対して、本公開買付けを含む本取引が当社の少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする答申書を提出しております。

#### 買付価格の公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、31営業日としております。公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、株主の皆様の本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付けにおける買付価格の公正性の担保に配慮したとのこと。また、公開買付者と当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っていません。

このように、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付け、特にその買付価

格の公正性の担保に配慮しております。

#### 買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けについて、(i)当社が平成24年6月29日に提出した第65期有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の当社の発行済株式総数(18,532,856株)から、上記有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の当社の保有する自己株式数(1,970,078株)、応募対象株式の合計数(3,316,550株)及び非応募対象株式の数(950,000株)を控除した株式数(12,296,228株)の2分の1を超える株式数(6,775,302株)に、(ii)応募対象株式の合計数(3,316,550株)を加えた株式数(10,091,852株、保有割合にして60.93%)以上の応募があることを成立の条件としております。このように、公開買付者は、応募対象株式の応募に加えて、当社の保有する自己株式、応募対象株式及び非応募対象株式以外の当社普通株式の2分の1を超える応募がない場合には、本取引を行わないこととし、当社の株主の皆様を尊重し得る仕組みを採用しているとのことです。

#### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、これにより当社の発行済普通株式の全て(ただし、当社の保有する自己株式及び非応募対象株式を除きます。)を取得することができなかった場合には、本公開買付けの成立後において、以下の方法により、本完全支配化手続、すなわち、公開買付者が当社の発行済株式の全て(ただし、当社の保有する自己株式及び非応募対象株式を除きます。)を取得するための手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、本公開買付けの成立後、公開買付者は、当社の定款の一部を変更して、当社において普通株式とは別個の種類株式を発行できるようにすることで、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、当社の定款の一部を変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付すこと、及び当社の当該全部取得条項が付された普通株式の全て(ただし、当社の保有する自己株式を除きます。)を取得し、当該取得と引換えに別個の種類株式を交付すること(ただし、当該別個の種類株式について上場申請は行わない予定です。)を付議議案に含む当社の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を、当社に開催させる予定です。

また、かかる手続の実行に際して、本臨時株主総会において上記の付議議案に対するご承認をいただき、上記に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の上記の付議議案に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることとなる普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)の決議が必要となるため、公開買付者は、当社に、本臨時株主総会の開催日と同日に、上記に係る定款の一部変更を付議議案に含む本種類株主総会を開催させる予定です。なお、本公開買付けが成立し、本臨時株主総会及び本種類株主総会上記各議案が上程された場合、公開買付者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。また、公開買付者は、イシカワ商事から、その保有する非応募対象株式について、本公開買付けに応募せず、かつ、公開買付者の事前承諾がある場合を除き、譲渡、移転、担保設定その他一切の処分を行わない旨の同意を得ているとのことです。イシカワ商事より、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する旨の同意を得ているとのことです。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上

で、その全て(ただし、当社の保有する自己株式を除きます。)が当社に取得されることとなり、当社の株主(ただし、当社を除きます。)の皆様には当該取得の対価として別個の種類の本社株式が交付されることとなりますが、当社の株主の皆様のうち交付されるべき当該別個の種類の本社株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する当該別個の種類の本社株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の本社株式の売却の結果、当該各株主の皆様に対して交付されることになる金銭の額については、本公開買付けにおける普通株式1株当たりの買付価格に当該各株主の皆様が保有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、公開買付者は、当社の保有する自己株式及び非応募対象株式を除く当社の発行済株式の全てを公開買付者(又は公開買付者及びイシカワ商事)が保有することとなるよう、公開買付者及びイシカワ商事以外の、本公開買付けに応募されなかった当社株式の株主の皆様に対し交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となるよう、当社に決定させる予定とのことです。

公開買付者は、本公開買付けの決済日後3ヶ月以内(平成24年12月頃)を目処に本臨時株主総会及び本種類株主総会が開催され、本臨時株主総会及び本種類株主総会の決議後実務上合理的に可能な範囲内で速やかに本完全支配化手続を完了させることを予定しているとのことです。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたものと考えられる会社法上の規定として、上記の全部取得条項が付された普通株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他関係法令の定めに従って、株主は、裁判所に対し、その有する株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。この方法による1株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。なお、上記の定款変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主はその有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められておりますが、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項の買取価格決定の申立て適格を欠くと判断される可能性があります。

また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付者及びイシカワ商事の株券等所有割合、公開買付者及びイシカワ商事以外の当社株式の株主の皆様の当社株式の保有状況又は関連法令についての当局の解釈等の状況などによっては、実施に時間を要し、又は実施の方法若しくは有無に変更が生じる可能性があります。ただし、上記方法を変更する場合でも、公開買付者は、公開買付者及びイシカワ商事以外(又は公開買付者以外)の、本公開買付けに応募されなかった当社株式の株主の皆様に対して、最終的に金銭を交付する方法により、公開買付者が当社の発行済株式の全て(ただし、当社の保有する自己株式及び非応募対象株式(上記状況などによっては当社の保有する自己株式のみ)を除きます。)を保有することを予定しております。この場合における当該当社株式の株主の皆様に対する金銭の額についても、本公開買付けにおける普通株式1株当たりの買付価格に当該各株主の皆様が保有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。以上の場合における具体的な手続については、公開買付者と協議のうえ、決定次第、速やかに公表いたします。

公開買付者は、上記各手続の実行後、平成25年4月を目途に、本合併(公開買付者と当社との間の吸収合併)を行うことを予定しているとのことです。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における当社株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付け又は上記手続による金銭の受領、及び株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、株主の皆様各位において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

#### (5) 上場廃止となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由

当社普通株式は、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社普通株式は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める上場廃止基準（以下「上場廃止基準」といいます。）に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では上場廃止基準に該当しない場合でも、その後、公開買付者は、適用ある法令及び上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の手続に従って、公開買付者（又は公開買付者及びイシカワ商事）が当社の発行済株式の全て（ただし、当社の保有する自己株式及び非応募対象株式を除きます。）を取得することを企図しておりますので、その場合にも、当社普通株式は、上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、当社普通株式が上場廃止となった場合は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできなくなります。

#### 3. 公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募等に係る重要な合意に関する事項

公開買付者によれば、公開買付者は、応募予定株主から、それぞれが保有する当社普通株式の全て（ただし、当社の役員持株会における石川紳一郎の持分に相当する株式を除きます。合計3,316,550株、保有割合にして20.02%）について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。他方で、公開買付者は、イシカワ商事から、その保有する非応募対象株式（950,000株、保有割合にして5.74%）について、本公開買付けに応募せず、かつ、公開買付者の事前承諾がある場合を除き、譲渡、移転、担保設定その他一切の処分を行わない旨の同意を得ております。

また、公開買付者は、応募予定株主から、本公開買付けの決済後3営業日以内において、公開買付者の完全親会社であるイシカワ商事が新規に発行する株式を引き受ける旨（引受け条件の詳細は本日現在で未定ですが、当該株式1株当たりの払込金額は当該新規発行時点における公開買付者の1株当たり純資産額を基準として合理的に算定される額とし、かつ、応募予定株主それぞれの払込金額の総額は、本公開買付けの決済に伴い公開買付者より受領する金銭相当額の大部分とします。）の同意を得ております。また、イシカワ商事は、本第三者割当増資が完了した後、本公開買付けの決済後3営業日以内において、本第三者割当増資によって得られた払込金額の大部分をもって、本イシカワ商事再出資を行うことを予定しております。

この他、公開買付者は、イシカワ商事より、本臨時株主総会及び本種類株主総会において、本完全支配化手続に関連する議案に賛成する旨の同意を得ているとのこととす。

#### 4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

#### 5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

6．公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

7．公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

8．今後の見通し

上記「2.(5) 上場廃止となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由」をご参照ください。

以 上

添付資料：

平成24年8月3日付「ソントン食品工業株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」



各 位

会 社 名 株式会社ダイショー  
代表者名 代表取締役 石川 紳一郎

## ソントン食品工業株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社ダイショー（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 24 年 8 月 3 日、以下のとおり、ソントン食品工業株式会社（コード番号：2898、東証第二部、以下「対象者」といいます。）の普通株式を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 買付け等の目的等

#### (1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本日現在において、株式会社イシカワ商事（以下「イシカワ商事」といいます。）が、その発行済株式の全てを保有する株式会社であり、対象者の普通株式を取得及び保有することを主たる目的として、平成 24 年 7 月 17 日に設立されました。イシカワ商事は、本日現在において、対象者の代表取締役社長である石川紳一郎が、その発行済株式の全てを保有する資産管理会社であり、石川紳一郎が代表取締役に就任しております。また、イシカワ商事は、本日現在、対象者の普通株式 950,000 株（対象者が平成 24 年 6 月 29 日に提出した第 65 期有価証券報告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（18,532,856 株）から、同有価証券報告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在の対象者の保有する自己株式数（1,970,078 株）を除いた数（16,562,778 株）に占める割合（以下「保有割合」といいます。）にして 5.74%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、比率の計算においては、別段の定めがない限り、同様に計算しております。))を保有しており、対象者の大株主ではありますが、対象者との間には取引関係はありません。

今般、公開買付者は、マネジメント・バイアウト（MBO）(注)のための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、対象者の発行済普通株式の全て（ただし、対象者の保有する自己株式及びイシカワ商事の保有する対象者の普通株式（保有株式数 950,000 株、保有割合にして 5.74%。以下「非応募対象株式」といいます。イシカワ商事が、非応募対象株式に相当する別個の種類の対象者株式を保有するに至った場合には、当該別個の種類の対象者株式を指すものとします。以下同じです。）を除きます。）を取得し、対象者の普通株式を非上場化させるべく、本公開買付けを実施いたします。

上記のとおり、本公開買付けは、対象者の発行済普通株式の全て（ただし、対象者の保有する自己株式及び非応募対象株式を除きます。）を取得し、対象者の普通株式を非上場化することを目的としているため、(i)対象者が平成 24 年 6 月 29 日に提出した第 65 期有価証券報告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（18,532,856 株）から、同有価証券報告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在の対象者の保有する自己株式数（1,970,078 株）を公開買付者との間で本公開買付けへの応募に係る合意が成立している対象者の普通株式（以下「応募対象株式」といいます。）、有限会社紳興商会及び石川紳一郎が保有する対象者の普通株式であって、その詳細は下記参照。）の合計数（3,316,550 株）及び非応募対象株式の数（950,000 株）を控除した株式数（12,296,228 株）の 2 分の 1 を超える株式数（6,775,302 株）に、(ii)応募対象株式の合計数（3,316,550 株）を加えた株式数（10,091,852 株、保有割合にして 60.93%）を買付予定数の下限と設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記と同様の理由から、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設けておらず、買付予定数の下限以上の応募があった場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

また、公開買付者は、石川紳一郎が代表取締役社長を務め、石川紳一郎及びその親族がその発行済株式の

全てを保有する法人である有限会社紳興商会（保有株式数 2,797,500 株、保有割合にして 16.89%）及び石川紳一郎（保有株式数（ただし、対象者の役員持株会における石川紳一郎の持分に相当する株式の数を除きます。）519,050 株、保有割合にして 3.13%）（以下これらの法人及び個人を併せて「応募予定株主」と総称します。）から、それぞれが保有する対象者の普通株式の全て（ただし、対象者の役員持株会における石川紳一郎の持分に相当する株式を除きます。合計 3,316,550 株、保有割合にして 20.02%）について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。なお、本日現在、有限会社紳興商会と対象者との間には、対象者の本社ビルの一部について締結している賃貸借契約以外に取引関係はありません。他方で、公開買付者は、イシカワ商事から、その保有する非応募対象株式（保有株式数 950,000 株、保有割合にして 5.74%）について、本公開買付けに応募せず、かつ、公開買付者の事前承諾がある場合を除き、譲渡、移転、担保設定その他一切の処分を行わない旨の同意を得ております。

さらには、本公開買付けが成立したものの、これにより公開買付者が対象者の発行済普通株式の全て（ただし、対象者の保有する自己株式及び非応募対象株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後において、公開買付者は、対象者に対して下記「（４）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続（以下「本完全支配化手続」といいます。）の履行を要請し、本完全支配化手続を経て、公開買付者が対象者の発行済普通株式の全て（ただし、対象者の保有する自己株式及び非応募対象株式を除きます。）を取得することを予定しています。本完全支配化手続が完了した後においては、対象者の株主として公開買付者及びイシカワ商事が想定されますが、最終的な各株主の対象者に対する出資比率については、本日現在、確定しておりません。なお、これらの手続を実行後、公開買付者は、対象者との間で吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを予定しております。

本取引は、上記のとおり、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により行われるものであり、本日現在において公開買付者の完全親会社であるイシカワ商事の発行済株式の全ては、対象者の代表取締役社長である石川紳一郎により保有されており、石川紳一郎は、本取引後も、継続して対象者の経営にあたる予定です。その他、本公開買付け後における対象者の経営体制等の詳細については、今後、対象者と協議しながら決定していく予定です。

また、公開買付者は、応募予定株主から、本公開買付けの決済後 3 営業日以内において、公開買付者の完全親会社であるイシカワ商事が新規に発行する株式を引き受ける旨（引受け条件の詳細は本日現在で未定ですが、当該株式 1 株当たりの払込金額は当該新規発行時点におけるイシカワ商事の 1 株当たり純資産額を基準として合理的に算定される額とし、かつ、応募予定株主それぞれの払込金額の総額は、本公開買付けの決済に伴い公開買付者より受領する金銭相当額の大部分とします。）の同意を得ております。また、これらの新規発行に係るイシカワ商事の株式の引受け（以下「本第三者割当増資」といいます。）が完了した後においては、石川紳一郎を含む応募予定株主がイシカワ商事の株主となりますが、最終的な各株主のイシカワ商事に対する出資比率については、本日現在、確定しておりません。また、イシカワ商事は、本第三者割当増資が完了した後、本公開買付けの決済後 3 営業日以内において、本第三者割当増資によって得られた払込金額の大部分をもって、公開買付者が新規に発行する株式を引き受けること（以下「本イシカワ商事再出資」といいます。）を予定しております。

なお、対象者公表の平成 24 年 8 月 3 日付「MBO の実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、対象者が持続的に成長していくためには、比較的収益が確保できているこの時期において現行の経営体制を見直して意思決定の迅速化を図ることにより、アジア地域等への海外進出や老朽化した製造設備の入れ替えといった抜本的な改革を行うこと、具体的には、

海外向けのマーケティング活動や商品開発を行い、これによって得られる成果をこれまでに対象者が培ってきた製品開発力や安全・安心を担保する研究開発等のノウハウと融合することで海外進出に向けた準備をスピーディーに進め、高付加価値ベーカーリー製品の開発を一層推進するために、老朽化が進んでいる製造設備を入れ替え、効率的な製造体制を迅速に構築することが必要であると判断したとのことです。また、対象者の株主の皆様にご覧のとおり、このような抜本的な改革に伴うリスクが及ぶことを回避する必要があること等を考慮すると、本取引により対象者の普通株式を非上場化することが対象者にとっても、対象者の一般株主の皆様にとっても最善の選択であり、また、本公開買付けにおける対象者の普通株式の買付価格その他の本公開買付けの諸条件は、対象者の株主の皆様にとって妥当なものであり、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式

売却の機会を提供するものであると判断し、平成 24 年 8 月 3 日開催の取締役会において、本公開買付けを含む本取引について対象者との間で利益が相反するものと認められる石川紳一郎を除く対象者の取締役全員が審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を勧めることを決議したとのことです。上記取締役会には、社外監査役を含む対象者の監査役のうち、一身上の都合により欠席した社外監査役の長谷屋秀幸氏を除く監査役全員が出席し、いずれも対象者の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、対象者は、上記取締役会を欠席した長谷屋秀幸氏からも、対象者の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を有することを事前に確認しているとのことです。

また、対象者は、平成 20 年 6 月 26 日開催の対象者株主総会において「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本買収防衛策」といいます。）を導入し、平成 22 年 6 月 29 日及び平成 24 年 6 月 28 日開催の対象者株主総会において本買収防衛策を継続することを決定しているとのことです。本買収防衛策の基本方針においては、対象者の株式に対する大規模買付が提案された場合のうち、ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある場合、対象者の企業価値・株主共同の利益を損なうおそれのある場合、対象者の価値を十分に反映しているとはいえない場合、又は、対象者の株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されない場合には、対象者の取締役会が、株主の皆様にご判断して頂くために必要な時間や情報を確保し、対象者の株式に対する大規模買付提案者との間で交渉等を行うものとされているとのことです。対象者は、公開買付者からの提案について慎重に協議・検討を行った結果、当該提案は本買収防衛策の基本方針の趣旨に反するものではなく、対象者の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであると判断したことから、上記取締役会において、本公開買付けに対しては対抗措置の発動をしないことを決議したとのことです。

この他、本公開買付けに係る決済に要する資金として、公開買付者は、本公開買付けの成立等を条件として、野村キャピタル・インベストメント株式会社から 176 億円を上限とした融資（以下「本件買収ローン」といいます。）を受けることを予定しています。本件買収ローンに係る融資条件の詳細については、別途、野村キャピタル・インベストメント株式会社との間で協議の上、本件買収ローンに係る融資契約において定めることとされておりますが、本件買収ローンにおける契約においては、通常の買収ローンに規定される貸出実行条件、誓約事項等の契約条件と同様の契約条件が規定される予定です。特に本件買収ローンに関しては、イシカワ商事が保有する公開買付者株式及び対象者普通株式並びに公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者普通株式その他公開買付者の所有に係る一定の資産等に対して担保権が設定されること、本完全支配化手続において対象者が全部取得条項（会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みません。以下同じです。）第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）の付された普通株式の全て（ただし、対象者の保有する自己株式を除く。）を取得した日以降は、対象者及びその子会社を公開買付者の連帯保証人とし、かつ、対象者及びその子会社の一定の資産等を本件買収ローンの担保に提供させること、並びに本イシカワ商事再出資により、イシカワ商事が取得する公開買付者株式に対して担保権が設定されることなどが、予定されています。

（注）マネジメント・バイアウト（MBO）とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、金融投資家と共同するなどして、事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

## （2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

対象者は、日本で最初にピーナッツバターを製造したメーカーとして知られており、大正 12 年に兵庫県柏原町でアメリカ人宣教師 J. B. ソントン氏が起したピーナッツバター製造業を、昭和 17 年同地に於いて石川郁二郎が引き継ぐ形で創業し、昭和 23 年 6 月に対象者の前身である株式会社山吉商會が設立されました（昭和 25 年 7 月に商号をソントン工業株式会社に改称、昭和 36 年 10 月に現在の商号であるソントン食品工業株式会社に改称）。

対象者は創業以来、「人々のより豊かな社会生活に貢献すること」を企業理念として、戦後のパン食のめざましい普及に伴い、創業以来半世紀にわたり、パン、和洋菓子の付加価値向上と豊かで楽しい食生活の創造に貢献すべく、各種フィリング（パン、菓子等の中に詰める物）の製造に携わってまいりました。特に、

昭和 29 年 9 月には石岡第一工場（茨城県石岡市）が稼働、昭和 38 年 7 月に東京証券取引所市場第二部に上場を果たし、その後、昭和 39 年 11 月に石岡第二工場（茨城県石岡市）、昭和 41 年 12 月に大阪工場（大阪府茨木市）が稼働し、戦後の高度経済成長とともに順調に事業拡大を続けてきております。

対象者が特に強みを有する業務用製品分野においては、製パン会社等を主要顧客として、高品質・多種多様なフィリング製品を迅速に提供してきました。特に、1980 年代から、市場開拓チームを軸にユーザーのニーズを適切に把握し、商品開発に結びつける戦略を一貫して実行してまいりました。1990 年代には、顧客である大手製パン会社による相次ぐ新製品の投入を背景に菓子パンの売上を伸ばすとともに、特にフラワーペースト（小麦粉とココア、チョコレート、果汁、果肉等を主原料とし、甘く加工してペースト状にしたもの）事業の大幅な増収を実現し業績を伸ばしてきました。一方、家庭用製品においては、昭和 35 年発売以来、50 年超のロングセラーとなる「F（ファミリー）カップ」シリーズを中心にバラエティに富んだ幅広い製品展開をしております。

しかしながら、1990 年代後半からは菓子パン市場の成熟化、多品種少量生産を背景に、製パン業界の収益が踊り場に差し掛かりました。これを受けて、対象者の主力事業であるフラワーペースト事業においても商品の低価格化が進行し、対象者の利益もその後現在に至る十数年もの間、基本的に減少傾向が継続しております。特に、昨年 3 月に発生した東日本大震災により製パン会社の工場やサプライチェーン等に被害が出た結果、付加価値製品の絞込みが進み、また、近年の原材料高が一段と進行した結果、平成 24 年 3 月期の営業成績は、売上高 253 億円（対前年同期比 3.7%減）、営業利益 6.8 億円（同 45.9%減）、当期純利益 4.5 億円（同 7.2%減）となっております。さらに、人口減少による国内消費の動向は今後とも不透明であり、為替相場や原油価格の急激な変動による糖類・油脂類や包装資材等の原材料コストへの影響、需給逼迫によるフルーツやピーナツ等の原料相場への影響等、外部環境の不透明感が高まる中、対象者を取り巻く事業環境の厳しさも増してきております。

上記のような状況を踏まえて、公開買付者の代表取締役及び対象者の代表取締役社長である石川紳一郎は、対象者を取り巻くこのような厳しい経営環境の中で、対象者が今後の経営環境の変化に対応し、長期的に成長を続けていくためには、比較的収益の確保ができてこの時期において、対象者の経営陣及び従業員が一丸となって抜本的な経営改革が行えるよう、意思決定の迅速化や機動的な組織体制を構築することが必要不可欠と考えております。具体的には、国内の未開拓の多種多様なマーケットに挑戦するとともに、今後菓子パン・調理パン需要が開くアジア地域において、フラワーペースト事業は大幅な需要増が期待されることであり、対象者が日本で培った製品開発力・安心安全を担保する研究開発などのノウハウを柔軟に活用し、アジアにおける高付加価値ベーカリー製品のソリューション・プロバイダーとなるべく、海外向けのマーケティング活動や商品開発、また、グローバル展開を支える人材の育成が急務であります。そして、その前提として、対象者が海外のグローバル企業との競争に打ち勝ち、スピーディーな市場展開を実現するためには、意思決定の迅速化やそれを支える機動的な組織体制の構築が必要不可欠であると考えております。さらに、これまで重点施策として取り組んできた、品質管理の徹底、リードタイムの短縮化、変化する消費者のニーズに対応した高付加価値製品開発を一層推進すべく、老朽化した製造設備を入れ替えるとともに、複数保有する工場間の効率的な製造体制を構築していく必要があります。なお、大阪工場の建物・設備の老朽化が進んでいたため、大阪新工場を建設し、今期 7 月に一部稼働を開始しておりますが、今後はこれらのスピードを更に加速させる予定です。

しかしながら、このような抜本的な変革を機動的に実施するにあたっては、海外展開に伴うマーケティング費用や研究開発費用による一時的な収益の悪化や、老朽化した生産設備の入れ替えに伴う設備投資等の一時的なキャッシュアウトの増加等が見込まれ、短期的には対象者の経営及び業績に大きな影響を与えることから、対象者が上場を維持したままこれらを実行した場合には、対象者の株主の皆様にはマイナスの影響を及ぼす可能性があります。また、現在の対象者のキャッシュ・フローの状況や金融機関に対する信用力に鑑みれば、上場の最大のメリットであるエクイティ・ファイナンス活用による大規模な資金調達必要性は乏しく、上場を維持するメリットは必ずしも大きくない状況にあると考えております。他方、近年、資本市場に対する規制が急速に強化されていることに伴い、上場を維持するために必要な様々なコスト（開示コスト、監査費用）の増加が見込まれるため、上場を維持することが対象者にとって必要以上の経営負担となる可能性があるとも考えております。以上のような考え方に基づき、石川紳一郎は、平成 24 年 3 月よりマネジメ

ント・バイアウト（MBO）の実現可能性についての予備的な検討を開始し、平成24年6月上旬頃よりマネジメント・バイアウト（MBO）の実現可能性を精査すべく買収監査等を実施し、同時並行で公開買付者の設立手続を進めて参りました。

公開買付者及び石川紳一郎は、その後の対象者との協議・検討を経て、対象者から、本取引についての賛同・協力を得られる見込みがあると判断するに至りました。そしてこれらの検討結果等を受けて、公開買付者は、応募予定株主との間で、その保有する対象者の普通株式に係る本公開買付けへの応募の合意を得た上で、平成24年8月3日に、本公開買付けをはじめとする本取引の実施を正式に決定しました。

なお、本取引は、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により行われるものであり、本日現在において公開買付者の完全親会社であるイシカワ商事の発行済株式の全ては、対象者の代表取締役社長である石川紳一郎により保有されており、石川紳一郎は、本取引後も、継続して対象者の経営にあたる予定です。その他、本公開買付け後における対象者の経営体制等の詳細については、今後、対象者と協議しながら決定していく予定です。

### （3）買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けにおける買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避等の関連から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための以下の措置を実施しました。

公開買付者側における価格の妥当性についての検討（独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得）

公開買付者の完全親会社であるイシカワ商事は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格の公正性を担保するため、当該買付価格を決定するにあたり、イシカワ商事及び公開買付者並びに対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼するとともに、対象者の普通株式の取得及び保有等を目的として平成24年7月17日付で公開買付者を設立しました。また、イシカワ商事は、野村證券に対して、公開買付者に対しても対象者の株式価値の算定に関する資料を提供し、対象者の株式価値の算定に関する説明を行うよう依頼しております。なお、イシカワ商事のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である野村證券は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行い、イシカワ商事及び公開買付者は野村證券から平成24年8月2日に対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書（以下「公開買付者算定書」といいます。）を取得いたしました（なお、イシカワ商事及び公開買付者は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。）

上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	681円～691円
類似会社比較法	702円～1,068円
DCF法	788円～1,196円

まず、市場株価平均法では、平成24年8月1日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の基準日終値（690円）、直近1週間終値平均（689円、ただし小数点以下を四捨五入）、直近1ヶ月終値平均（683円、ただし小数点以下を四捨五入）、直近3ヶ月終値平均（681円、ただし小数点以下を四捨五入）及び直近6ヶ月終値平均（691円、ただし小数点以下を四捨五入）をもとに、対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲を681円から691円までと分析しています。

類似会社比較法では、対象者と類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲を702円から1,068円までと分析しています。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 25 年 3 月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 788 円から 1,196 円までと分析しています。

なお、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画では、公開買付者が本取引の実行により将来的に実現可能と考えているアジア地域等への海外展開や工場間の効率的な製造体制の構築等による収益変化は考慮していません。これらの事情は、中長期的には対象者の企業価値向上に繋がるものと考えておりますが、その収益予測は困難であり、また短期的には海外展開等に伴う費用や工場への設備投資等によるキャッシュアウトの増加が見込まれるものの、支出額を具体的に見積もることはできないことから、本公開買付けにおける買付価格を検討する上で考慮することは適切でないと判断しております。また、当該事業計画期間中において、大阪工場の建物の建て替え・生産設備の入れ替えに伴う一時的な減価償却負担が発生しますが、その後当該負担が軽減することにより、財務諸表上、大幅な増益となる見込みの事業年度（平成 27 年 3 月期）があります。

公開買付者は、野村證券から取得した公開買付者算定書記載の分析結果を参考にし、かつ、対象者の普通株式の市場株価動向等、マネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われた公開買付けの過去事例において買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、本取引に関して実施された買収監査の結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けに対する応募数の見通し、並びに本公開買付けの後に対象者の普通株式が上場廃止となることが見込まれており対象者の株主の皆様への影響が大きいこと等を総合的に勘案した上で、対象者との協議・交渉及び応募予定株主との間の合意を経て、最終的に平成 24 年 8 月 3 日において、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を 1 株当たり 1,000 円と決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける普通株式の買付価格は、公開買付者による本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成 24 年 8 月 2 日の東京証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の普通取引終値 700 円に対して 42.9%（小数点以下第二位を四捨五入、以下本項の%の数値において同じ。）過去 1 ヶ月間（平成 24 年 7 月 3 日から平成 24 年 8 月 2 日まで）の当該終値の単純平均値 684 円（小数点以下を四捨五入、以下本項の円の数値において同じ。）に対して 46.2%、過去 3 ヶ月間（平成 24 年 5 月 7 日から平成 24 年 8 月 2 日まで）の当該終値の単純平均値 682 円に対して 46.7%、過去 6 ヶ月間（平成 24 年 2 月 3 日から平成 24 年 8 月 2 日まで）の当該終値の単純平均値 691 円に対して 44.7%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

対象者側における価格の妥当性についての検討（独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得）

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格の妥当性を検討するにあたって、公開買付者及びイシカワ商事並びに対象者から独立した第三者算定機関である株式会社 AGS コンサルティング（以下「AGS コンサルティング」といいます。）を選任し、AGS コンサルティングに対象者の普通株式の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、AGS コンサルティングは、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

AGS コンサルティングは、対象者の普通株式の株式価値算定のために必要となる情報を収集・検討するため、対象者から事業の現状及び将来の事業計画等について説明を受け、資料を取得したとのことです。AGS コンサルティングは、それらに基づき、市場株価法、類似会社比較法、DCF法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行い、対象者は、平成 24 年 8 月 2 日に対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書（以下「対象者算定書」といいます。）を受領したとのことです。

上記各手法において算定された対象者の普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法	681 円～691 円
類似会社比較法	835 円～1,052 円
DCF法	915 円～1,091 円

市場株価法では、平成24年8月1日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の直近1ヶ月終値平均（683円、ただし小数点以下を四捨五入）直近3ヶ月終値平均（681円、ただし小数点以下を四捨五入）及び直近6ヶ月終値平均（691円、ただし小数点以下を四捨五入）をもとに、対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲を681円から691円までと分析しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲を835円から1,052円までと分析しているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成25年3月期以降の対象者の将来の財務予測に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲を915円から1,091円までと分析しているとのことです。AGSコンサルティングの分析は、対象者が重要な事業の譲渡、清算等を予定しておらず、今後も現在の事業を継続することを前提とした、継続企業としての価値に基づいているとのことです（なお、対象者は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。）なお、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画では、公開買付者が本取引の実行により将来的に実現可能と考えているアジア地域等への海外展開や工場間の効率的な製造体制の構築等による収益変化は考慮していないとのことです。これらの事情は、中長期的には対象者の企業価値向上に繋がるものと考えているとのことです。その収益予測は困難であり、また短期的には海外展開等に伴う費用や工場への設備投資等によるキャッシュアウトの増加が見込まれるものの、支出額を具体的に見積もることはできないことから、本公開買付けにおける買付価格を検討する上で考慮することは適切でないと判断しているとのことです。また、当該事業計画期間中において、大阪工場の建物の建て替え・生産設備の入れ替えに伴う一時的な減価償却負担が発生しますが、その後当該負担が軽減することにより、財務諸表上、大幅な増益となる見込みの事業年度（平成27年3月期）があるとのことです。

#### 独立したリーガル・アドバイザーからの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、その意思決定過程における透明性及び合理性を確保するため、リーガル・アドバイザーとして公開買付者及びイシカワ商事並びに対象者から独立した第三者である佐藤総合法律事務所を選任し、本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を依頼したとのことです。同事務所は、必要に応じて対象者の取締役会との間で複数回協議し、また、本取引及び本公開買付けに関する質疑応答を行うことにより、その法的助言にあたり関連する情報を取得したとのことです。

対象者の取締役会は、佐藤総合法律事務所から本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する助言を受け、当該助言を参考に、本取引及び本公開買付けの具体的な条件等について慎重に協議・検討を行ったとのことです。

#### 利害関係のない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者の代表取締役社長である石川紳一郎は、対象者プレスリリース公表日現在において公開買付者の代表取締役並びに公開買付者の完全親会社であるイシカワ商事の株主及び代表取締役という立場にあり、かつ、その保有する対象者の普通株式の全て（ただし、対象者の役員持株会における石川紳一郎の持分に相当する株式を除きます。）を本公開買付けに応募するとともに本公開買付け後に公開買付者の完全親会社であるイシカワ商事が新規に発行する株式を引き受けることを公開買付者との間で予め合意しているため、本公開買付けを含む本取引について対象者との間で利益が相反するものと認められることから、本公開買付けの公正性を担保するため、対象者の取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において本取引に関する公開買付者との協議・交渉には参加していないとのことです。他方、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議を行った平成24年8月3日開催の対象者の取締役会には、石川紳一郎を除く対象者の取締役全員がその審



議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を勧めることを決議したとのことです。また、上記取締役会には、社外監査役を含む対象者の監査役のうち、一身上の都合により欠席した社外監査役の長谷屋秀幸氏を除く監査役全員が出席し、いずれも対象者の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、対象者は、上記取締役会を欠席した長谷屋秀幸氏からも、対象者の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を有することを事前に確認しているとのことです。

#### 第三者委員会の設置及び第三者委員会への諮問

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに係る意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確立することを目的として、公開買付者及び対象者から独立性を有する、対象者の社外監査役である長谷屋秀幸氏及び齊上裕弥氏（東京証券取引所の規則に基づく独立役員として指定・届出されているとのことです。）並びに外部有識者である佐藤明夫氏（弁護士、佐藤総合法律事務所）の3名から構成される第三者委員会を設置し、当該第三者委員会に対し、(a)本公開買付けを含む本取引の目的の合理性、(b)意思決定過程の手の公正性及び(c)本公開買付けを含む本取引における対価の妥当性の観点から、本公開買付けを含む本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものでないかを諮問したとのことです。

対象者プレスリリースによれば、第三者委員会は、平成24年7月9日から同月31日まで合計で3回開催され、上記諮問事項について検討を行ったとのことです。第三者委員会は、上記諮問事項の検討にあたり、対象者から、公開買付者の提案内容、本公開買付け及び下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本公開買付け後に予定される一連の手の目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等についての説明を受けるとともに、公開買付者との間でも質問回答のやり取りを行い、本公開買付けを含む本取引の実施手順等を記載した資料の提供を受けたとのことです。また、公開買付者の提案に対して対象者の取締役及び監査役が行った検討の内容及び対象者と公開買付者との間における協議・交渉の内容について対象者から聴取を行ったとのことです。さらにAGSコンサルティングが対象者に対して提出した対象者の株式価値算定書を参考として、AGSコンサルティングから対象者の株式価値評価に関する説明を受けるとともに、平成24年1月から同年6月までの間におけるマネジメント・パイアウト(MBO)の一環として行われた発行者以外の者による公開買付けの事例におけるプレミアム水準との比較・検討を行ったとのことです。なお、対象者は、上記「独立したリーガル・アドバイザーからの助言」に記載のとおり、佐藤明夫氏が代表を務める佐藤総合法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任しておりますが、第三者委員会における検討は、同氏個人の立場で独立して行われているとのことです。

第三者委員会は、これらの検討を前提として、(a)対象者が上記「(1)本公開買付けの概要」に記載のアジア地域等への海外進出や老朽化した製造設備の入れ替えといった抜本的な改革を行うことには必要性が認められるとともに、対象者の少数株主に生じるリスクを回避しつつ、対象者にとって必要な抜本的な改革を実現するという本公開買付けを含む本取引の目的には合理性が認められる、(b)対象者が第三者算定機関であるAGSコンサルティングを選定した経緯に不適切な点は認められず、また、公開買付者と利害関係を有しない役員によって本取引の実質的な検討が行われるとともに、対象者が公開買付者と対等の立場で価格交渉を行っていることからすると、本取引の意思決定過程の手のにおいて、その公正性を疑わせるような特段の事情は存在しない、(c)本公開買付け価格は、AGSコンサルティングによる株式価値の算定結果を参考として、対象者と公開買付者が対等の立場で交渉を行ったうえで当該算定結果の範囲内で決定されており、また、平成24年1月から同年6月までの間におけるマネジメント・パイアウト(MBO)の一環として行われた発行者以外の者による公開買付けの事例におけるプレミアム水準との比較においても、本公開買付けには十分なプレミアムが付加されており、本公開買付けを含む本取引における対価は妥当である、との判断に至り、平成24年8月2日に、対象者の取締役会に対して、本公開買付けを含む本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする答申書を提出したとのことです。

#### 買付価格の公正性を担保する客観的状況の確保



公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、31営業日としております。公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、株主の皆様の本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付けにおける買付価格の公正性の担保に配慮しております。また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っていません。

このように、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付け、特にその買付価格の公正性の担保に配慮しております。

#### 買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けについて、(i)対象者が平成24年6月29日に提出した第65期有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の対象者の発行済株式総数(18,532,856株)から、上記有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の対象者の保有する自己株式数(1,970,078株)、応募対象株式の合計数(3,316,550株)及び非応募対象株式の数(950,000株)を控除した株式数(12,296,228株)の2分の1を超える株式数(6,775,302株)に、(ii)応募対象株式の合計数(3,316,550株)を加えた株式数(10,091,852株、保有割合にして60.93%)以上の応募があることを成立の条件としております。このように、公開買付者は、応募対象株式の応募に加えて、対象者の保有する自己株式、応募対象株式及び非応募対象株式以外の対象者の普通株式の2分の1を超える応募がない場合には、本取引を行わないこととし、対象者の株主の皆様の意思を尊重し得る仕組みを採用しております。

#### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、これにより対象者の発行済普通株式の全て(ただし、対象者の保有する自己株式及び非応募対象株式を除きます。)を取得することができなかった場合には、本公開買付けの成立後において、以下の方法により、本完全支配化手続、すなわち、公開買付者が対象者の発行済株式の全て(ただし、対象者の保有する自己株式及び非応募対象株式を除きます。)を取得するための手続を実施することを予定しています。

具体的には、本公開買付けの成立後、公開買付者は、対象者の定款の一部を変更して、対象者において普通株式とは別個の種類株式を発行できるようにすることで、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、対象者の定款の一部を変更して、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付すこと、及び対象者の当該全部取得条項が付された普通株式の全て(ただし、対象者の保有する自己株式を除きます。)を取得し、当該取得と引換えに別個の種類対象者株式を交付すること(ただし、当該別個の種類対象者株式について上場申請は行わない予定です。)を付議議案に含む対象者の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を、対象者に開催させる予定です。

また、かかる手続の実行に際して、本臨時株主総会において上記の付議議案に対するご承認をいただき、上記に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の上記の付議議案に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることとなる普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)の決議が必要となるため、公開買付者は、対象者に本臨時株主総会の開催日と同日に、上記に係る定款の一部変更を付議議案に含む本種類株主総会を開催させる予定です。なお、本公開買付けが成立し、本臨時株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合、公開買付者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。また、公開買付者は、インカワ商事から、その保有する非応募対象株式について、本公開買付けに応募せず、かつ、公開買付者の事前承諾がある場合を除き、譲渡、移転、担保設定その他一切の処分を行わない旨の同意を得ておりますが、インカワ商事より、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する旨の同意を得ております。

上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全て(ただし、対象者の保有する自己株式を除きます。)が対象者に取得されることとなり、対象者の株

主（ただし、対象者を除きます。）の皆様には当該取得の対価として別個の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の株主の皆様のうち交付されるべき当該別個の種類の対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類の対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の対象者株式の売却の結果、当該各株主の皆様に対して交付されることになる金銭の額については、本公開買付けにおける普通株式1株当たりの買付価格に当該各株主の皆様が保有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、公開買付者は、対象者の保有する自己株式及び非応募対象株式を除く対象者の発行済株式の全てを公開買付者（又は公開買付者及びイシカワ商事）が保有することとなるよう、公開買付者及びイシカワ商事以外の、本公開買付けに応募されなかった対象者株式の株主の皆様に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう、対象者に決定させる予定です。

公開買付者は、本公開買付けの決済後3ヶ月以内（平成24年12月頃）を目処に本臨時株主総会及び本種類株主総会が開催され、本臨時株主総会及び本種類株主総会の決議後実務上合理的に可能な範囲内で速やかに本完全支配化手続を完了させることを予定しております。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたものと考えられる会社法上の規定として、上記の全部取得条項が付された普通株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他関係法令の定めに従って、株主は、裁判所に対し、その有する株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。この方法による1株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。なお、上記の定款変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主はその有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められておりますが、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項の買取価格決定の申立て適格を欠くと判断される可能性があります。

また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付者及びイシカワ商事の株券等所有割合、公開買付者及びイシカワ商事以外の対象者株式の株主の皆様を対象者株式の保有状況又は関連法令についての当局の解釈等の状況などによっては、実施に時間を要し、又は実施の方法若しくは有無に変更が生じる可能性があります。ただし、上記方法を変更する場合でも、公開買付者は、公開買付者及びイシカワ商事以外（又は公開買付者以外）の、本公開買付けに応募されなかった対象者株式の株主の皆様に対して、最終的に金銭を交付する方法により、公開買付者が対象者の発行済株式の全て（ただし、対象者の保有する自己株式及び非応募対象株式（上記状況などによっては対象者の保有する自己株式のみ）を除きます。）を保有することを予定しております。この場合における当該対象者株式の株主の皆様へ交付する金銭の額についても、本公開買付けにおける普通株式1株当たりの買付価格に当該各株主の皆様が保有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。以上の場合における具体的な手続については、対象者と協議のうえ、決定次第、速やかに公表いたします。

公開買付者は、上記各手続の実行後、平成25年4月を目途に、本合併（公開買付者と対象者との間の吸収合併）を行うことを予定しております。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付け又は上記手続による金銭の受領、及び株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、株主の皆様各位において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

#### (5) 上場廃止となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由

対象者の普通株式は、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者の普通株式は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める上場廃止基準（以下「上場廃止基準」といいます。）に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では上場廃止

基準に該当しない場合でも、その後、公開買付者は、適用ある法令及び上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の手續に従って、公開買付者（又は公開買付者及びイシカワ商事）が対象者の発行済株式の全て（ただし、対象者の保有する自己株式及び非応募対象株式を除きます。）を取得することを企図しておりますので、その場合にも、対象者の普通株式は、上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、対象者の普通株式が上場廃止となった場合は、対象者の普通株式を東京証券取引所において取引することはできなくなります。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募等に係る重要な合意に関する事項

上記のとおり、公開買付者は、応募予定株主から、それぞれが保有する対象者の普通株式の全て（ただし、対象者の役員持株会における石川紳一郎の持分に相当する株式を除きます。合計 3,316,550 株、保有割合にして 20.02%）について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。他方で、公開買付者は、イシカワ商事から、その保有する非応募対象株式（950,000 株、保有割合にして 5.74%）について、本公開買付けに応募せず、かつ、公開買付者の事前承諾がある場合を除き、譲渡、移転、担保設定その他一切の処分を行わない旨の同意を得ております。

また、公開買付者は、応募予定株主から、本公開買付けの決済後 3 営業日以内において、公開買付者の完全親会社であるイシカワ商事が新規に発行する株式を引き受ける旨（引受け条件の詳細は本日現在で未定ですが、当該株式 1 株当たりの払込金額は当該新規発行時点における公開買付者の 1 株当たり純資産額を基準として合理的に算定される額とし、かつ、応募予定株主それぞれの払込金額の総額は、本公開買付けの決済に伴い公開買付者より受領する金銭相当額の大部分とします。）の同意を得ております。また、イシカワ商事は、本第三者割当増資が完了した後、本公開買付けの決済後 3 営業日以内において、本第三者割当増資によって得られた払込金額の大部分をもって、本イシカワ商事再出資を行うことを予定しております。

この他、公開買付者は、イシカワ商事より、本臨時株主総会及び本種類株主総会において、本完全支配化手續に関連する議案に賛成する旨の同意を得ております。

(7) その他

対象者は、平成 24 年 8 月 3 日に「平成 25 年 3 月期配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、平成 24 年 8 月 3 日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成 25 年 3 月期の中間配当及び期末配当を行わないことを決議し、配当予想を修正しているとのことです。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

名 称	ソントン食品工業株式会社	
所 在 地	東京都文京区千石四丁目 39 番 17 号	
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 石川 紳一郎	
事 業 内 容	パン用フィリングや製菓用材料の製造販売及び購入販売等	
資 本 金	2,270,634 千円	
設 立 年 月 日	昭和 23 年 6 月 11 日	
大株主及び持株比率 (平成 24 年 3 月 31 日 現在)	有限会社紳興商会	15.09%
	三菱商事株式会社	6.02%
	山崎製パン株式会社	5.39%
	株式会社イシカワ商事	5.12%
	株式会社榎本武平商店	3.35%
	丸紅株式会社	3.23%
	石川 紳一郎	2.79%
	ソントン食品工業取引先持株会	2.31%

	株式会社ダスキン	2.15%
	三菱UFJ信託銀行株式会社	1.40%
公開買付者と対象者の関係		
資本関係	公開買付者と対象者との間には、記載すべき資本関係はありません。なお、公開買付者の完全親会社である株式会社イシカワ商事は、平成24年3月31日現在の対象者の発行済株式総数から平成24年3月31日現在の対象者の保有する自己株式数を除いた株式数の5.74%（950,000株）を保有しております。	
人的関係	公開買付者の代表取締役である石川紳一郎は、対象者の代表取締役社長を兼務しております	
取引関係	該当事項はありません。	
関連当事者への該当状況	公開買付者は、対象者の代表取締役社長である石川紳一郎が議決権の100%を保有しているイシカワ商事が議決権の100%を保有している会社であり、対象者の関連当事者に該当します。	

（注）上記「大株主及び持株比率（平成24年3月31日現在）」は、対象者の第65期有価証券報告書（平成24年6月29日提出）に基づいて作成しております。

（2）日程等  
日程

取締役決定	平成24年8月3日（金曜日）
公開買付開始公告日	平成24年8月6日（月曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス <a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a> ）
公開買付届出書提出日	平成24年8月6日（月曜日）

届出当初の買付け等の期間

平成24年8月6日（月曜日）から平成24年9月18日（火曜日）まで（31営業日）

対象者の請求に基づく延長の可能性  
該当事項はありません。

（3）買付け等の価格

普通株式1株につき、1,000円

（4）買付け等の価格の算定根拠等

算定の基礎

公開買付者の完全親会社であるイシカワ商事は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格の公正性を担保するため、当該買付価格を決定するにあたり、イシカワ商事及び公開買付者並びに対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対象者の株式価値の算定を依頼するとともに、対象者の普通株式の取得及び保有等を目的として平成24年7月17日付で公開買付者を設立しました。また、イシカワ商事は、野村證券に対して、公開買付者に対しても対象者の株式価値の算定に関する資料を提供し、対象者の株式価値の算定に関する説明を行うよう依頼しております。なお、イシカワ商事のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である野村證券は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法、DCF法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行い、イシカワ商事及び公開買付者は野村證券から平成24年8月2日に公開買付者算定書を取得いたしました（なお、イシカワ商事及び公開買付者は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）

上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	681円～691円
類似会社比較法	702円～1,068円
DCF法	788円～1,196円

まず、市場株価平均法では、平成24年8月1日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の基準日終値（690円）、直近1週間終値平均（689円、ただし小数点以下を四捨五入）、直近1ヶ月終値平均（683円、ただし小数点以下を四捨五入）、直近3ヶ月終値平均（681円、ただし小数点以下を四捨五入）及び直近6ヶ月終値平均（691円、ただし小数点以下を四捨五入）をもとに、対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲を681円から691円までと分析しています。

類似会社比較法では、対象者と類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲を702円から1,068円までと分析しています。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成25年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲を788円から1,196円までと分析しています。

なお、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画では、公開買付者が本取引の実行により将来的に実現可能と考えているアジア地域等への海外展開や工場間の効率的な製造体制の構築等による収益変化は考慮しておりません。これらの事情は、中長期的には対象者の企業価値向上に繋がるものと考えておりますが、その収益予測は困難であり、また短期的には海外展開等に伴う費用や工場への設備投資等によるキャッシュアウトの増加が見込まれるものの、支出額を具体的に見積もることはできないことから、本公開買付けにおける買付価格を検討する上で考慮することは適切でないと判断しております。また、当該事業計画期間中において、大阪工場の建物の建て替え・生産設備の入れ替えに伴う一時的な減価償却負担が発生しますが、その後当該負担が軽減することにより、財務諸表上、大幅な増益となる見込みの事業年度（平成27年3月期）があります。

公開買付者は、野村證券から取得した公開買付者算定書記載の分析結果を参考にし、かつ、対象者の普通株式の市場株価動向等、マネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われた公開買付けの過去事例において買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、本取引に関して実施された買収監査の結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けに対する応募数の見通し、並びに本公開買付けの後に対象者の普通株式が上場廃止となることが見込まれており対象者の株主の皆様への影響が大きいこと等を総合的に勘案した上で、対象者との協議・交渉及び応募予定株主との間の合意を経て、最終的に平成24年8月3日において、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を1株当たり1,000円と決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける普通株式の買付価格は、公開買付者による本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成24年8月2日の東京証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の普通取引終値700円に対して42.9%（小数点以下第二位を四捨五入、以下本項の%の数値において同じ。）過去1ヶ月間（平成24年7月3日から平成24年8月2日まで）の当該終値の単純平均値684円（小数点以下を四捨五入、以下本項の円の数値において同じ。）に対して46.2%、過去3ヶ月間（平成24年5月7日から平成24年8月2日まで）の当該終値の単純平均値682円に対して46.7%、過去6ヶ月間（平成24年2月3日から平成24年8月2日まで）の当該終値の単純平均値691円に対して44.7%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

## 算定の経緯

### (買付価格の決定に至る経緯)

公開買付者の代表取締役及び対象者の代表取締役社長である石川紳一郎は、対象者を取り巻く厳しい経営環境の中で、対象者が今後の経営環境の変化に対応し、長期的に成長を続けていくためには、比較的収益の確保ができていないこの時期において、対象者の経営陣及び従業員が一丸となって抜本的な経営改革が行えるよう、意思決定の迅速化や機動的な組織体制を構築することが必要不可欠と考えております。具体的には、国内の未開拓の多種多様なマーケットに挑戦するとともに、今後菓子パン・調理パン需要が花開くアジア地域において、フラワーペースト事業は大幅な需要増が期待される所であり、対象者が日本で培った製品開発力・安心安全を担保する研究開発などのノウハウを柔軟に活用し、アジアにおける高付加価値ベーカリー製品のソリューション・プロバイダーとなるべく、海外向けのマーケティング活動や商品開発、また、グローバル展開を支える人材の育成が急務であります。そして、その前提として、対象者が海外のグローバル企業との競争に打ち勝ち、スピーディーな市場展開を実現するためには、意思決定の迅速化やそれを支える機動的な組織体制の構築が必要不可欠であると考えております。さらに、これまで重点施策として取り組んできた、品質管理の徹底、リードタイムの短縮化、変化する消費者のニーズに対応した高付加価値製品開発を一層推進すべく、老朽化した製造設備を入れ替えるとともに、複数保有する工場間の効率的な製造体制を構築していく必要があります。なお、大阪工場の建物・設備の老朽化が進んでいたため、大阪新工場を建設し、今期7月に一部稼働を開始しておりますが、今後はこれらのスピードを更に加速させる予定です。

しかしながら、このような抜本的な変革を機動的に実施するにあたっては、海外展開に伴うマーケティング費用や研究開発費用による一時的な収益の悪化や、老朽化した生産設備の入れ替えに伴う設備投資等の一時的なキャッシュアウトの増加等が見込まれ、短期的には対象者の経営及び業績に大きな影響を与えることから、対象者が上場を維持したままこれらを実行した場合には、対象者の株主の皆様にはマイナスの影響を及ぼす可能性があります。また、現在の対象者のキャッシュ・フローの状況や金融機関に対する信用力に鑑みれば、上場の最大のメリットであるエクイティ・ファイナンス活用による大規模な資金調達必要性は乏しく、上場を維持するメリットは必ずしも大きくない状況にあると考えております。他方、近年、資本市場に対する規制が急速に強化されていることに伴い、上場を維持するために必要な様々なコスト（開示コスト、監査費用）の増加が見込まれるため、上場を維持することが対象者にとって必要以上の経営負担となる可能性があるとも考えております。

以上のような考え方に基づき、石川紳一郎は、平成24年3月よりマネジメント・バイアウト(MBO)の実現可能性についての予備的な検討を開始し、平成24年6月上旬頃よりマネジメント・バイアウト(MBO)の実現可能性を精査すべく買収監査等を実施し、同時並行で公開買付者の設立手続を進めて参りました。

公開買付者及び石川紳一郎は、その後の対象者との協議・検討を経て、対象者から、本取引についての賛同・協力を得られる見込みがあると判断するに至りました。そしてこれらの検討結果等を受けて、公開買付者は、応募予定株主との間で、その保有する対象者の普通株式に係る本公開買付けへの応募の合意を得た上で、平成24年8月3日に、本公開買付けをはじめとする本取引の実施を正式に決定するとともに、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を1株当たり1,000円と決定しました。

### (買付価格の公正性を担保するための措置)

公開買付者側における価格の妥当性についての検討(独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得)

公開買付者の完全親会社であるイシカワ商事は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格の公正性を担保するため、当該買付価格を決定するにあたり、イシカワ商事及び公開買付者並びに対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対象者の株式価値の算定を依頼するとともに、対象者の普通株式の取得及び保有等を目的として平成24年7月17日付で公開買付者を設立しました。また、イシカワ商事は、野村證券に対して、公開買付者に対しても対象者の株

式価値の算定に関する資料を提供し、対象者の株式価値の算定に関する説明を行うよう依頼しております。なお、イシカワ商事のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である野村證券は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法、DCF法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行い、イシカワ商事及び公開買付者は野村證券から平成24年8月2日に公開買付者算定書を取得いたしました（なお、イシカワ商事及び公開買付者は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。）

上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	681円～691円
類似会社比較法	702円～1,068円
DCF法	788円～1,196円

まず、市場株価平均法では、平成24年8月1日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の基準日終値（690円）、直近1週間終値平均（689円、ただし小数点以下を四捨五入）、直近1ヶ月終値平均（683円、ただし小数点以下を四捨五入）、直近3ヶ月終値平均（681円、ただし小数点以下を四捨五入）及び直近6ヶ月終値平均（691円、ただし小数点以下を四捨五入）をもとに、対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲を681円から691円までと分析しています。

類似会社比較法では、対象者と類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲を702円から1,068円までと分析しています。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成25年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲を788円から1,196円までと分析しています。

なお、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画では、公開買付者が本取引の実行により将来的に実現可能と考えているアジア地域等への海外展開や工場間の効率的な製造体制の構築等による収益変化は考慮していません。これらの事情は、中長期的には対象者の企業価値向上に繋がるものと考えておりますが、その収益予測は困難であり、また短期的には海外展開等に伴う費用や工場への設備投資等によるキャッシュアウトの増加が見込まれるものの、支出額を具体的に見積もることはできないことから、本公開買付けにおける買付価格を検討する上で考慮することは適切でないとは判断しております。また、当該事業計画期間中において、大阪工場の建物の建て替え・生産設備の入れ替えに伴う一時的な減価償却負担が発生しますが、その後当該負担が軽減することにより、財務諸表上、大幅な増益となる見込みの事業年度（平成27年3月期）があります。

公開買付者は、野村證券から取得した公開買付者算定書記載の分析結果を参考にし、かつ、対象者の普通株式の市場株価動向等、マネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われた公開買付けの過去事例において買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、本取引に関して実施された買収監査の結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けに対する応募数の見通し、並びに本公開買付けの後に対象者の普通株式が上場廃止となることを見込まれており対象者の株主の皆様への影響が大きいこと等を総合的に勘案した上で、対象者との協議・交渉及び応募予定株主との間の合意を経て、最終的に平成24年8月3日において、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を1株当たり1,000円と決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける普通株式の買付価格は、公開買付者による本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成24年8月2日の東京証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の普通取引終値700円に対して42.9%（小数点以下第二位を四捨五入、以下本項の%の数値において同じ。）過去1ヶ月間（平成24年7月3日から平成24年8月2日まで）の当該終値の単純平均値684円（小数点以下を四捨五入、以下本項の円の数値において同じ。）に対して46.2%、過去3ヶ月間（平

成 24 年 5 月 7 日から平成 24 年 8 月 2 日まで)の当該終値の単純平均値 682 円に対して 46.7%、過去 6 ヶ月間(平成 24 年 2 月 3 日から平成 24 年 8 月 2 日まで)の当該終値の単純平均値 691 円に対して 44.7%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

対象者側における価格の妥当性についての検討(独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得)

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格の妥当性を検討するにあたって、公開買付者及びイシカワ商事並びに対象者から独立した第三者算定機関である AGS コンサルティングを選任し、AGS コンサルティングに対象者の普通株式の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、AGS コンサルティングは、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

AGS コンサルティングは、対象者の普通株式の株式価値算定のために必要となる情報を収集・検討するため、対象者から事業の現状及び将来の事業計画等について説明を受け、資料を取得したとのことです。AGS コンサルティングは、それらに基づき、市場株価法、類似会社比較法、DCF法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行い、対象者は、平成 24 年 8 月 2 日に対象者算定書を受領したとのことです。

上記各手法において算定された対象者の普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法	681 円～691 円
類似会社比較法	835 円～1,052 円
DCF法	915 円～1,091 円

市場株価法では、平成 24 年 8 月 1 日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の直近 1 ヶ月終値平均(683 円、ただし小数点以下を四捨五入)直近 3 ヶ月終値平均(681 円、ただし小数点以下を四捨五入)及び直近 6 ヶ月終値平均(691 円、ただし小数点以下を四捨五入)をもとに、対象者の普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 681 円から 691 円までと分析しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、対象者の普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 835 円から 1,052 円までと分析しているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 25 年 3 月期以降の対象者の将来の財務予測に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 915 円から 1,091 円までと分析しているとのことです。AGS コンサルティングの分析は、対象者が重要な事業の譲渡、清算等を予定しておらず、今後も現在の事業を継続することを前提とした、継続企業としての価値に基づいているとのことです(なお、対象者は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。)。なお、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画では、公開買付者が本取引の実行により将来的に実現可能と考えているアジア地域等への海外展開や工場間の効率的な製造体制の構築等による収益変化は考慮していないとのことです。これらの事情は、中長期的には対象者の企業価値向上に繋がるものと考えているとのことですが、その収益予測は困難であり、また短期的には海外展開に伴う費用や工場への設備投資等によるキャッシュアウトの増加が見込まれるものの、支出額を具体的に見積もることはできないことから、本公開買付けにおける買付価格を検討する上で考慮することは適切でないとは判断しているとのことです。また、当該事業計画期間中において、大阪工場の建物の建て替え・生産設備の入れ替えに伴う一時的な減価償却負担が発生しますが、その後当該負担が軽減することにより、財務諸表上、大幅な増益となる見込みの事業年度(平成 27 年 3 月期)があるとのことです。



#### 独立したリーガル・アドバイザーからの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、その意思決定過程における透明性及び合理性を確保するため、リーガル・アドバイザーとして公開買付者及びイシカワ商事並びに対象者から独立した第三者である佐藤総合法律事務所を選任し、本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を依頼したとのことです。同事務所は、必要に応じて対象者の取締役会との間で複数回協議し、また、本取引及び本公開買付けに関する質疑応答を行うことにより、その法的助言にあたり関連する情報を取得したとのことです。

対象者の取締役会は、佐藤総合法律事務所から本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する助言を受け、当該助言を参考に、本取引及び本公開買付けの具体的な条件等について慎重に協議・検討を行ったとのことです。

#### 利害関係のない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者の代表取締役社長である石川紳一郎は、対象者プレスリリース公表日現在において公開買付者の代表取締役並びに公開買付者の完全親会社であるイシカワ商事の株主及び代表取締役という立場にあり、かつ、その保有する対象者の普通株式の全て（ただし、対象者の役員持株会における石川紳一郎の持分に相当する株式を除きます。）を本公開買付けに応募するとともに本公開買付け後に公開買付者の完全親会社であるイシカワ商事が新規に発行する株式を引き受けることを公開買付者との間で予め合意しているため、本公開買付けを含む本取引について対象者との間で利益が相反するものと認められることから、本公開買付けの公正性を担保するため、対象者の取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において本取引に関する公開買付者との協議・交渉には参加していないとのことです。他方、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議を行った平成24年8月3日開催の対象者の取締役会には、石川紳一郎を除く対象者の取締役全員がその審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を勧めることを決議したとのことです。また、上記取締役会には、社外監査役を含む対象者の監査役のうち、一身上の都合により欠席した社外監査役の長谷屋秀幸氏を除く監査役全員が出席し、いずれも対象者の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、対象者は、上記取締役会を欠席した長谷屋秀幸氏からも、対象者の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を有することを事前に確認しているとのことです。

#### 第三者委員会の設置及び第三者委員会への諮問

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに係る意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確立することを目的として、公開買付者及び対象者から独立性を有する、対象者の社外監査役である長谷屋秀幸氏及び齊上裕弥氏（東京証券取引所の規則に基づく独立役員として指定・届出されているとのことです。）並びに外部有識者である佐藤明夫氏（弁護士、佐藤総合法律事務所）の3名から構成される第三者委員会を設置し、当該第三者委員会に対し、(a)本公開買付けを含む本取引の目的の合理性、(b)意思決定過程の公正性及び(c)本公開買付けを含む本取引における対価の妥当性の観点から、本公開買付けを含む本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものでないかを諮問したとのことです。

対象者プレスリリースによれば、第三者委員会は、平成24年7月9日から同月31日まで合計で3回開催され、上記諮問事項について検討を行ったとのことです。第三者委員会は、上記諮問事項の検討にあたり、対象者から、公開買付者の提案内容、本公開買付け及び上記「1. 買付け等の目的等」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本公開買付け後に予定される一連の目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等についての説明を受けるとともに、公開買付者との間でも質問回答のやり取りを行い、本公開買付けを含む本取引の実施手順等を記載した資料の提供を受けたとのことです。また、公開買付者の提案に対して対象者の取締役及び監査役が行った検討の内容及び対象者と公開買付者との間における協

議・交渉の内容について対象者から聴取を行ったとのことです。さらに、AGS コンサルティングが対象者に対して提出した対象者の株式価値算定書を参考として、AGS コンサルティングから対象者の株式価値評価に関する説明を受けるとともに、平成 24 年 1 月から同年 6 月までの間におけるマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われた発行者以外の者による公開買付けの事例におけるプレミアム水準との比較・検討を行ったとのことです。なお、対象者は、上記「独立したリーガル・アドバイザーからの助言」に記載のとおり、佐藤明夫氏が代表を務める佐藤総合法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任しておりますが、第三者委員会における検討は、同氏個人の立場で独立して行われているとのことです。

第三者委員会は、これらの検討を前提として、(a)対象者が上記「1. 買付け等の目的等」の「(1) 本公開買付けの概要」に記載のアジア地域等への海外進出や老朽化した製造設備の入れ替えといった抜本的な改革を行うことには必要性が認められるとともに、対象者の少数株主に生じるリスクを回避しつつ、対象者にとって必要な抜本的な改革を実現するという本公開買付けを含む本取引の目的には合理性が認められる、(b)対象者が第三者算定機関である AGS コンサルティングを選定した経緯に不適切な点は認められず、また、公開買付者と利害関係を有しない役員によって本取引の実質的な検討が行われるとともに、対象者が公開買付者と対等の立場で価格交渉を行っていることからすると、本取引の意思決定過程の経緯において、その公正性を疑わせるような特段の事情は存在しない、(c)本公開買付け価格は、AGS コンサルティングによる株式価値の算定結果を参考として、対象者と公開買付者が対等の立場で交渉を行ったうえで当該算定結果の範囲内で決定されており、また、平成 24 年 1 月から同年 6 月までの間におけるマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われた発行者以外の者による公開買付けの事例におけるプレミアム水準との比較においても、本公開買付けには十分なプレミアムが付加されており、本公開買付けを含む本取引における対価は妥当である、との判断に至り、平成 24 年 8 月 2 日に、対象者の取締役会に対して、本公開買付けを含む本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする答申書を提出したとのことです。

#### 買付価格の公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、31 営業日としております。公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、株主の皆様には本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付けにおける買付価格の公正性の担保に配慮しております。また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておりません。

このように、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付け、特にその買付価格の公正性の担保に配慮しております。

#### 買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けについて、(i)対象者が平成 24 年 6 月 29 日に提出した第 65 期有価証券報告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（18,532,856 株）から、上記有価証券報告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在の対象者の保有する自己株式数（1,970,078 株）、応募対象株式の合計数（3,316,550 株）及び非応募対象株式の数（950,000 株）を控除した株式数（12,296,228 株）の 2 分の 1 を超える株式数（6,775,302 株）に、(ii)応募対象株式の合計数（3,316,550 株）を加えた株式数（10,091,852 株、保有割合にして 60.93%）以上の応募があることを成立の条件としております。このように、公開買付者は、応募対象株式の応募に加えて、対象者の保有する自己株式、応募対象株式及び非応募対象株式以外の対象者の普通株式の 2 分の 1 を超える応募がない場合には、本取引を行わないこととし、対象者の株主の皆様のご意思を尊重し得る仕組みを採用しております。

#### 算定機関との関係

公開買付者のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である野村證券は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

（５）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
15,612,778 株	10,091,852 株	- 株

- （注１） 応募株券等の総数が買付予定数の下限（10,091,852 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- （注２） 本公開買付けを通じて、対象者の保有する自己株式（対象者が平成 24 年 6 月 29 日に提出した第 65 期有価証券報告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在の対象者の保有する自己株式数は 1,970,078 株）を取得する予定はありません。
- （注３） 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- （注４） 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が買付け等を行う対象者の株券等の最大数である 15,612,778 株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が平成 24 年 6 月 29 日に提出した第 65 期有価証券報告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数（18,532,856 株）から、上記第 65 期有価証券報告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在の対象者の保有する自己株式数（1,970,078 株）及び非応募対象株式の数（950,000 株）を控除した株式数（15,612,778 株）となります。
- （注５） 買付予定数の下限は、(i)対象者が平成 24 年 6 月 29 日に提出した第 65 期有価証券報告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（18,532,856 株）から、上記有価証券報告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在の対象者の保有する自己株式数（1,970,078 株） 応募対象株式の合計数（3,316,550 株）及び 非応募対象株式の数（950,000 株）を控除した株式数（12,296,228 株）の 2 分の 1 を超える株式数（6,775,302 株）に、(ii)応募対象株式の合計数（3,316,550 株）を加えた株式数（10,091,852 株、保有割合にして 60.93%）です。

（６）買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	（買付け等前における株券等所有割合 0.00%）
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	4,267 個	（買付け等前における株券等所有割合 25.76%）
買付予定の株券等に係る議決権の数	15,612 個	（買付け等後における株券等所有割合 100.00%）
対象者の総株主等の議決権の数	16,435 個	

- （注１） 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等についても、非応募対象株式に該当するもの（950,000 株）を除き、本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」について、特別関係者の所有株券等（4,267,854 株）のうち非応募対象株式に該当するもの（950,000 株）に係る議決権の数（950 個）として計算しております。
- （注２） 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数（15,612,778 株）に係る議決権の数を記載しております。
- （注３） 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成 24 年 6 月 29 日に提出した第 65 期有価証券報

告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在の総株主の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、上記有価証券報告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（18,532,856 株）から、上記有価証券報告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在の対象者の保有する自己株式数（1,970,078 株）を控除した株式数（16,562,778 株）に係る議決権の数である 16,562 個を、分母として計算しております（なお、対象者の単元株式数は 1,000 株です。）

（注 4）「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（7）買付代金 15,612,778,000 円

（注）買付予定数（15,612,778 株）に、本公開買付けにおける普通株式 1 株当たりの買付価格（1,000 円）を乗じた金額を記載しております。

#### （8）決済の方法

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

決済の開始日  
平成 24 年 9 月 25 日（火曜日）

##### 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://nc.nomura.co.jp/>）にて電磁的方法により交付します。

買付け等は、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）

##### 株券等の返還方法

下記「（9）その他買付け等の条件及び方法」の「法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」並びに「公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買い付けないこととなった場合には、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振り替える場合は、その旨指示してください。）

#### （9）その他買付け等の条件及び方法

##### 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（10,091,852 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

##### 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

また、本公開買付けにおいて、令第 14 条第 1 項第 3 号又々に定める「イからりまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

#### 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

#### 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに公開買付代理人の応募の受付を行った本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。

なお、野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://nc.nomura.co.jp/>）上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに解除手続きを行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コール カスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット&コール宛に送付してください（公開買付けに応募した際に公開買付代理人より受付票が交付されていた場合は、当該受付票を解除書面に添付してください。）。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到着することを条件とします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

#### 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

#### 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

公開買付者が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第 27 条の 8 第 11 項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付

して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

#### 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

#### その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）は公開買付者及び公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められます。

応募株主等が応募の時点及び「公開買付応募申込書」送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは「公開買付応募申込書」の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（ただし、当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

#### (10) 公開買付開始公告日

平成24年8月6日（月曜日）

#### (11) 公開買付代理人

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

### 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

#### (1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」並びに「(5) 上場廃止となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由」をご参照ください。

### 4. その他

#### (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

##### 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者が持続的に成長していくためには、比較的収益が確保できているこの時期において現行の経営体制を見直して意思決定の迅速化を図ることにより、アジア地域等への海外進出や老朽化した製造設備の入れ替えといった抜本的な改革を行うこと、具体的には、海外向けのマーケティング活動や商品開発を行い、これによって得られる成果をこれまでに対象者が培ってきた製品開発力や安全・安心を担保する研究開発等のノウハウと融合することで海外進出に

向けた準備をスピーディーに進め、高付加価値ベーカーリー製品の開発を一層推進するために、老朽化が進んでいる製造設備を入れ替え、効率的な製造体制を迅速に構築することが必要であると判断したとのことです。また、対象者の株主の皆様にごこのような抜本的な改革に伴うリスクが及ぶことを回避する必要がありますこと等を考慮すると、本取引により対象者の普通株式を非上場化することが対象者にとっても、対象者の一般株主の皆様にとっても最善の選択であり、また、本公開買付けにおける対象者の普通株式の買付価格その他の本公開買付けの諸条件は、対象者の株主の皆様にとって妥当なものであり、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成 24 年 8 月 3 日開催の取締役会において、本公開買付けを含む本取引について対象者との間で利益が相反するものと認められる石川紳一郎を除く対象者の取締役全員が審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を勧めることを決議したとのことです。上記取締役会には、社外監査役を含む対象者の監査役のうち、一身上の都合により欠席した社外監査役の長谷屋秀幸氏を除く監査役全員が出席し、いずれも対象者の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、対象者は、上記取締役会を欠席した長谷屋秀幸氏からも、対象者の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を有することを事前に確認しているとのことです。

#### 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

対象者の代表取締役社長である石川紳一郎は、公開買付者の代表取締役に就任しております。

また、公開買付者は、石川紳一郎から、その保有する対象者の普通株式の全て（ただし、対象者の役員持株会における石川紳一郎の持分に相当する株式を除きます。合計 519,050 株、保有割合にして 3.13%）について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。また、公開買付者は、石川紳一郎から、本公開買付けの決済後 3 営業日以内において、イシカワ商事が新規に発行する株式を引き受ける旨（引受け条件の詳細は本日現在で未定ですが、当該株式 1 株当たりの払込金額は当該新規発行時点におけるイシカワ商事の 1 株当たり純資産額を基準として合理的に算定される額とし、かつ、石川紳一郎の払込金額の総額は、本公開買付けの決済に伴い公開買付者より受領する金銭相当額の大部分とします。）の同意を得ております。

この他、本取引は、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により行われるものであり、本日現在において公開買付者の完全親会社であるイシカワ商事の発行済株式の全ては、対象者の代表取締役社長である石川紳一郎により保有されており、石川紳一郎は、本取引後も、継続して対象者の経営にあたる予定です。その他、本公開買付け後における対象者の経営体制等の詳細については、今後、対象者と協議しながら決定していく予定です。

#### 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

#### 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

上記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

#### (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

##### 平成 25 年 3 月期第 1 四半期決算短信

対象者は、平成 24 年 8 月 3 日に「平成 25 年 3 月期第 1 四半期決算短信」を公表しております。当該公表に基づく当該第 1 四半期の対象者の連結損益状況等は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、監査法人の四半期レビューを受けておりません。また、以下の公表内容の概要は対象者が公

表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。なお、対象者は、公開買付期間中の平成 24 年 8 月 10 日頃に、平成 25 年 3 月期（第 66 期）第 1 四半期に係る四半期報告書を提出する予定であるとのことです。

（ ） 損益の状況（連結）

決算年月	平成25年3月期（第66期） 第1四半期連結累計期間
売上高	6,561百万円
売上原価	4,898百万円
販売費及び一般管理費	1,328百万円
営業外収益	30百万円
営業外費用	2百万円
四半期純利益	239百万円

（ ） 1株当たりの状況（連結）

決算年月	平成25年3月期（第66期） 第1四半期連結累計期間
1株当たり四半期純利益	14円47銭
1株当たり配当額	

平成 25 年 3 月期（第 66 期）配当予想の修正

対象者は、平成 24 年 8 月 3 日に「平成 25 年 3 月期配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、平成 24 年 8 月 3 日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成 25 年 3 月期の中間配当及び期末配当を行わないことを決議し、配当予想を修正しているとのことです。

以 上



**【インサイダー規制】**

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第 3 項及び同施行令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表（平成 24 年 8 月 3 日午後 東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された時刻）から 12 時間を経過するまでは、ソントン食品工業株式会社の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

**【勧誘規制】**

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

**【将来予測】**

このプレスリリースには、ソントン食品工業株式会社株式を取得した場合における、当社の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載しています。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。

**【米国規制】**

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、当社に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

**【その他の国】**

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は、本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。